

第 64 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 22 年 7 月 26 日(月) 13:30 ~ 18:00

場所 いたみホール

前田 それでは、定刻となりましたので、これより第 64 回武庫川流域委員会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます事務局の前田です。よろしくお願いいたします。

本日は 13 名の委員にご出席をいただいております。浅見委員、法西委員、茂木立委員、伊藤委員、岡委員、加藤委員、酒井委員、田村委員の 8 名の委員の方は、所用のために欠席されております。また、長峯委員、奥西委員は遅れて来られる予定でございます。定足数には達しておりますので、委員会として成立していることをご報告いたします。

なお、本日の委員会につきましては、公開という形にさせていただいております。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、第 64 回武庫川流域委員会次第、裏面が配付資料でございます。次に、委員名簿、行政出席者名簿でございます。次が座席表になっております。続きまして、資料 1 第 104 回、第 105 回運営委員会の協議状況、資料 2 第 60 回～第 63 回流域委員会における審議結果の整理表(案)、資料 3 河川整備計画(原案)における青葉台付近の河川改修について、資料 4 - 1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の 7 月 12 日時点修正案に対する委員意見書の整理表、資料 4 - 2 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修正案(7 月 12 日時点)とこれに対する委員意見の整理表、資料 4 - 3 武庫川水系河川整備計画(原案)(7 月 12 日時点修正案)、資料 4 - 4 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】(7 月 12 日時点修正案)、資料 5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 5)、資料 6 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書の整理表(第 60 回以降分)、資料 7 潮止堰の試験転倒及び撤去に関する論点、資料 8 第 63 回流域委員会資料 資料 4 の訂正についてとなっております。

委員の方には一部カラー印刷した資料をお配りしておりますが、傍聴者の方には全て白黒印刷したものをお配りしております。随時スクリーンにカラー表示した映像を映し出し、説明を進めさせていただきますので、スクリーンとお手元の資料を見比べながら傍聴をお願いします。

それから、傍聴される皆様にお願いがございます。傍聴者へのお願いという用紙をご覧ください。

発言、議事録、写真撮影については、記載の通りでございます。ご協力をよろしくお願いいたします。

3 点目の写真撮影でございますが、委員会の活動状況を記録に残すため、カメラによる撮影を行っております。公表する目的ではなく、内部の記録用に撮影するものです。基本的には皆様の個人が特定されるような写真の撮り方はしないよう留意したいと思っておりますが、ご承諾いただくようお願いいたします。もしどうしてもご承認できないという方がおられましたら、申し出ていただくようお願いいたします。

それでは、次第の 2 番目の議事に進めさせていただきたいと思っております。議事は、(1) 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の審議、(2) その他です。

広報では 17 時終了とお知らせしておりますが、審議の内容によっては 17 時 30 分を超える場合がございます。

議事につきましては、松本委員長に進めていただきたいと思います。それでは、松本委員長、よろしくお願いいたします。

松本委員長 では、只今から第 64 回武庫川流域委員会の全体会議の議事を開始します。

開催に当たりまして、一言お礼を申し上げます。非常に暑い日が続く中、この委員会には、委員の方々はもちろん、関係部局、そして多くの市民の方々に傍聴いただきました。そして、流域 7 市のそれぞれのご担当、本日はそれ以外にも県の政策、農林あるいは公園、水道等々の関係部局の方にもご出席をいただいております。厚く御礼申し上げます。

当委員会は、1 月以来この原案審議に入っておりますが、論点審議も半ばに差しかった、あるいは半ばを超えようとしている段階でございます。後ほどご報告しますように、既に原案についての修文作業も一部進んできております。そういうこともございまして、今日 7 月 26 日の第 64 回流域委員会からちょうど 1 カ月間、8 月 26 日までに 3 回の全体委員会、4 回の運営委員会というかなりハードな設定をして取り組んでおります。別に尻に火がついたというような意味合いでハードにしているわけではございませんが、審議が佳境に入ってきたというところで、できるだけ速やかに原案のブラッシュアップのために審議を急ぎたいという思いで、このようなスケジュールを設定しております。ひとつご協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります前に、議事骨子、議事録の署名人の確認をさせていただきます。署名人は、私と、本日は佐々木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、本日の議事の進め方につきまして、7 月 12 日、7 月 22 日の 2 回にわたって開催しました運営委員会の協議状況のご報告を兼ねて、ご提案にかえさせていただきます。

お手元の資料 1 をご覧下さい。資料 1 には、第 104 回、第 105 回の 2 回の運営委員会の協議状況結果を記載しております。この 2 回の運営委員会の内容のご報告に際しましては、かなり実務的な作業を行ってきたということで、細かいところは省略させていただきます。

何を審議してきたかという、1 つは、これまでの論点審議の結果の整理でございます。後ほど配付している資料に基づいてご報告しますが、1 回目の論点審議を行った結果、どういうところが一定の確認事項としてまとめられるか、また今後論点の審議がさらに必要な事項、そして具体的な修文対象になってきている事項等々を整理したものでございます。これを、7 月 5 日の第 63 回の全体委員会の審議を踏まえて、さらに加筆する作業を行ってきました。

2 つ目は、修文作業でございます。これまでの論点審議並びにこの春以降の各委員からの膨大な意見書に基づいて、県の方とのやりとりをしてきました。この中で、既に県が修文を行うと表明されている事項、あるいはその後議論に出てきた修文対象になっている問題等々について、県の方から現時点で原案を修正する修文案が提示されてきております。さらには、委員からの修文要求に対して、今のところ修文する考えはないという意見が出ている分もでございます。そうしたことを現時点で整理しました。

その結果、お手元の協議状況の報告の 6 ページ、第 105 回運営委員会の 2 枚目、2 のに記載しておりますように、修文整理表というものを作成しました。これも後ほどご紹介します。この修文整理表は、運営委員会での協議で、この問題はこの修文で一件落着、これでいいだろうというように協議済みとしたものが 1 つ目でございます。2 つ目は、県が修文の方向で検討しているが、まだ内容を報告するまでには至っていない、検討中ということでございます。そして、論点審議済みであるが、修文していくには改めて審議が必要であるという項目が 3 つ目でございます。4 つ目は、まだ論点の審議を行っていない項目に関する問題でございます。5 つ目は、そのいずれにも該当しないことという形で、その他の整理をしておりますが、このような形でこれまでの修文対象になっていることを整理しました。これも後ほどご説明をしたいと思います。

そして、この修文作業につきましては、論点審議を通じて、具体の修文、要するに原案を修正、加筆、書き改める、あるいは構成を変える等も含めてでございますが、そうした作業を運営委員会の方で詰めながら、まとまったものを全体委員会に報告、あるいは改めて議論が必要なことを今後の審議の中で議論していく、このような進め方をしていくことに致しました。

運営委員会での審議の項目の 3 つ目は、今後の論点の審議の進め方でございます。既に既存ダムの活用と遊水地のところまでは審議をしてきました。本日はその続きで、流域対策並びに減災対策、そして可能であれば環境対策にまで議論を進めたいと考えております。そうした進め方に関して、論点の整理等々、一定の議論をしたのがこの 8 ページにわたる運営委員会の協議報告です。意見の詳細については省略させていただきますが、これも後ほどその議題のところに来ればご説明をして議論したいと思っております。かつての論点審議の中で出てきた潮止堰の撤去にかかわる議論について、その論点を事務局の方で作成して、運営委員会で協議したものを本日はご報告したいと思っておりますので、潮止堰の議論については、その論点に従って今後議論を進めていくということも確認致しました。

最後に、新たな委員会日程の追加についても協議しました。1 ページ目の第 104 回運営委員会の 1 の (4) に記載しております通り、第 67 回、第 68 回の全体委員会を 9 月 2 日及び 9 月 16 日に開催することを追加しました。それに伴って運営委員会もそれぞれ追加し、8 月 26 日、9 月 9 日、さらには 8 月 17 日という運営委員会日程も追加して、冒頭に申し上げましたように、今日からちょうど 1 カ月で 7 回の委員会日程が入ることになりました。

以上が運営委員会の協議結果のご報告でございます。この協議に基づき、本日は下流、生瀬地区の青葉台付近の河川改修計画の追加説明を県の方からしていただきます。その後、整備計画の論点整理について審議をいたします。それから、流域対策、減災対策、環境対策について順次論点の審議を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にないようですので、そのように進めさせていただきます。

まず、青葉台の説明に入る前に、一部これまでの資料についての訂正がございますので、県の方から訂正をしてもらって、引き続き青葉台付近の改修計画についての説明をいただきたいと思っております。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 私の方から、資料 8 を使いまして、前回第 63 回流域委員会資料、資料 4 の訂正をさせていただきたいと思っております。A 4 の 1 枚物の資料でございます。

第 63 回流域委員会資料 4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 4)のうち、私どもの手違いで、中川委員の意見書の 1 ページ目の中に誤字が挿入され

ておりました。申し訳ございませんでした。下の文章の中段、赤字のところでございます。申し訳ございませんが、お手持ちの資料の訂正をお願いします。また、武庫川流域委員会ホームページに掲載済みの資料 4、同じものにつきましては訂正済みであることを報告いたします。

以上でございます。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 それでは、河川整備計画（原案）における青葉台付近の改修につきまして、資料 3、A 4 の 2 枚の資料で説明させていただきます。

資料 3 をご覧下さい。1 ページ目ですが、青葉台付近の河川整備の目標について、河川整備計画から本文とそれに関連する図面を抜粋した資料となっております。

整備計画には、第 3 章第 3 節、第 4 節にそれぞれ青葉台付近の河川整備の目標が記載されております。青葉台付近の整備目標につきましては、アンダーラインのところを短いのでそのまま読ませていただきます。第 3 節、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標ということで、戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対し、河道への配分流量 $2,700\text{m}^3 / \text{s}$ (生瀬地点) を河道内で流下させ、溢水被害の防止を図る。当面は、家屋の多い青葉台地区について、生瀬大橋下流の整備済み区間と同水準の流量 ($1,900\text{m}^3 / \text{s}$) を安全に流下させるとともに、平成 16 年台風 23 号 (生瀬地点 $2,600\text{m}^3 / \text{s}$) による再度災害を防止する。第 4 節、アンダーラインのところですが、戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。当面は、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済み区間と同水準の流量 ($1,900\text{m}^3 / \text{s}$) を安全に流下させるため、河道拡幅、河床掘削等を実施すると記載されております。

1 ページ中程の平面図をご覧下さい。青文字で 17.0k とか 16.4k とか 17.6k と書いてありますが、青文字の 17.0k の少し下流から上流に向かって、赤の矢印の上流の端までが青葉台地区となっております。この区間に該当する横断図は 2 つございます。下の横断図をご覧下さい。横断図は上段に 2 つありますが、右側の河口から 17.0km の方は河床掘削です。それと、一番下の横断図、河口から 17.6km と書いている分は、左岸側の引き堤、河道拡幅となっております。

続きまして、裏面、2 枚目につきましては、先程 1 ページでご説明しましたが、当面は $1,900\text{m}^3 / \text{s}$ を安全に流下させるという内容につきまして、整備計画の第 2 章第 3 節に記載しておりますので、1 ページと同様、本文とそれに関連する図面などをそのまま添付し

ております。こちらも、アンダーラインのところを少ないのでそのまま読ませていただきます。第 2 節 河川整備の現状と課題ということで、昭和 58 年台風 10 号を契機に下流から河川改修事業により順次河床掘削を行い、現在、生瀬大橋付近までの整備が完了している。生瀬大橋上流の未整備区間では、住宅の床上・床下浸水が発生し、また橋梁の流失や護岸の侵食など、著しい被害が発生した。未整備区間には、特に家屋の多い青葉台地区があるため、引き続き河川改修事業を進め、生瀬大橋下流と同程度の安全度を確保する必要があると記載しております。現在ですが、この当面は 1,900m³ / s を安全に流下させるという計画において、今年 1 月から地元協議を進めているところでございます。

最後に、3 ページ目ですが、青葉台付近の平面図と横断図を添付しております。上段が平面図です。下段の方は、平面図に赤文字で No.175 という赤線を引いているところがあると思うのですが、そちらの横断図を添付しております。

ご説明する内容は 2 点ございます。1 点目、まず上の平面図をご覧下さい。図面の中程の赤文字で No.175 と記載しているところに旗上げがございまして、河道拡幅区間と黒文字で書いているところがございます。もう 1 点、その左側、国道 176 号前出し区間ということで、オレンジ色で着色したところがございます。国道 176 号線の前出しに伴って対岸を拡幅するのではないかというお話があるようでございますが、それぞれの位置が異なっているために、176 号線前出しのために河道拡幅をするということではありません。

2 点目でございますが、上段の平面図からわかる通り、青葉台付近は湾曲部や狭窄部があり、大変複雑な河道になっております。河道拡幅区間はちょうど狭窄部であり、流下能力を向上させるためには、この狭窄部の解消が必要であると考えております。下の横断図をご覧下さい。右岸側は急峻な斜面で、国道 176 号線が配置されていることなどから、地形的に非常に制約が大きいということから、右岸側の引き堤が非常に難しい状況となっております。このため、家屋移転が伴う計画となっておりますが、左岸側の拡幅を現在計画しているところでございます。

青葉台地区につきましては、先程も少し説明しましたが、今年の 1 月から地元協議を開始しており、今後も引き続き地元と協議を進めていきたいと考えております。

以上で青葉台地区の河川改修の説明を終わります。

松本委員長 これについて何かご質問、ご意見ございますか。

岡田委員 先程説明されました資料 3 の内容につきましては、河川整備計画の原案に書いてある通りでございますから、それに異議を唱えるつもりはありませんが、そこに至る

までの経過が非常に不明朗であると思います。実際に青葉台で説明されたのは 1 月 19 日でした。その前の運営委員会で私たちは初めてこの整備計画の原案をいただいたわけでありまして、次のときまでは説明はしないでくれ、あるいは公表はしないでくれということを、いただいた資料にはきちんと朱記で書いてございました。ところが、それを破ったのは阪神北県民局の方でございます。それ以前に住民に対してそういう説明をしているわけでございます。それから後で、平成 22 年の 1 月 26 日に第 55 回武庫川流域委員会が尼崎中小企業センターで開催されて、そのときに初めて河川整備計画が公表されたのです。その前にどうして青葉台の住民に対してだけ公表したのか。しかも、そのことがこの資料 3 には何も説明されていない。そういう経過を踏まえて、この説明をされるというのは、非常に不透明なやり方であると思います。それについてお答えをいただきたい。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 今回の岡田委員のご質問についてですが、今、資料 3 でご説明させていただきましたように、武庫川につきましては、58 年の洪水を契機としまして、62 年から順次下流から整備を進めてまいりました。現在、生瀬大橋の付近まで概成しているという状況です。県としましては、これまで下流から進めてきた整備のレベルと同程度のレベルまで速やかに青葉台地区の安全度を高めたいということで、これまで 62 年から続けてまいりました事業の残区間ということで青葉台地区に説明をさせていただいたということです。

岡田委員 そうしたらお尋ねしますが、それだけ緊急に必要があれば、その前に運営委員会で、なぜそういうことを流域委員会において説明されなかったのか。それはどうなのですか。もしそれほど必要ならば、もっと先に流域委員会の委員に対して説明するのが当然の筋道であると思いますが、それはどうなのですか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 先程申しましたように、青葉台地区への説明を流域委員会の原案発表前にした、なぜ運営委員会に説明をしなかったのか、それはよくないことだという趣旨ですね。

岡田委員 よいと思われませんか。それを先にお聞きしたい。よいと思ってやられたのだったら、なぜよいのですか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 青葉台地区への説明は、地域の方からも説明をして欲しいというお話もありまして行ったものでございます。運営委員会の中で、例えば河川工事をする中の地元との交渉を全てお話ししているわけではございません。今回、県が運営委員会の中でご説明申し上げるべきものだという判断は当時なかったということではござい

す。それがよくなかったかどうかは、運営委員会の中でご議論いただいたらいいかとは思いますが、全ての工事について、地元交渉の内容を運営委員会の中でお話ししているという形には、今回の件に限らず、今までも同様にそのようなご報告はしていない。例えば、下流部で築堤区間の堤防強化工事を地元協議をしながらやっておりましたが、その工事について逐一運営委員会に説明してから地元の説明するというようなスタイルはとっていないのと同じではないかと思っております。

岡田委員 それではお尋ねしますが、その説明会の中で、阪神北県民局の方は、自治会の方にはきちんと説明されたのかもわかりませんが、住民に対しては、誰が来たのか、どこの係が来たのか、何も説明がなかったということです。住民に対しては、武庫川水系河川整備基本方針という 4 ページのパンフレットを 1 枚だけ渡して、誰が来たとも何とも説明していなかった。それで、青葉台の住民の方は、このパンフレットの一番後ろに書いてある県土整備部土木局武庫川企画調整課というところを通して質問したり、知事に対して要望書を出したりしたわけです。そういうことがあったから、武庫川企画調整課も現在ここでこういう問題を説明しないといけないような状態になったのと違うのですか。その点をはっきり説明して下さい。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 今のお話ですが、当然、説明会に入るわけですから、私どもは宝塚土木であることを申し上げて説明しておりますし、資料として A 3 の資料をお渡ししておりますが、表は平面図なり横断図、背面には、お問い合わせについては阪神北県民局の宝塚土木、担当誰それということを記載した資料を皆さんに配付しております。その上で説明をさせていただきました。

岡田委員 それではお尋ねしますが、1 月 19 日に説明されたときには、パワーポイントだけで説明されて、このパンフレット以外には何も説明するものは出されなかったそうです。それは間違いはないのですか。どうしてそのときにパワーポイントに関する説明書を住民に配付しなかったのですか。そういうことがあるから余計こういうことが不透明な結果を及ぼすわけです。それについてお答え下さい。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 今お話ししました A 3 のこの資料、表に平面図なり横断図をつけまして、裏面の右下に、お問い合わせ先は宝塚土木の誰それと、この資料を皆さんに配付させていただきました。

岡田委員 その他にパワーポイントで説明された資料がありますね。それは現在お持ちではないのですか。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 私、今手元には持っておりません。当日は、おっしゃる通りパワーポイントで説明をさせていただきました。

岡田委員 その資料の印刷物を配付されなかった。間違いはないですね。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 パワーポイントでご説明させていただいた資料については配付いたしておりません。

岡田委員 それはなぜ配付されなかったのですか。それを配付することが、住民にとっては一番説明がよくわかることではなかったのですか。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 1月に第1回目の説明会ということで説明させていただきました。当然、色々な意見をいただく中で、それに対して回答させていただいたやりとりと申しますか、キャッチボールと申しますか、説明を重ねていく中で理解をしていただけるように私どもは取り組んでおりますので、その時点ではパワーポイントの資料についてはお渡ししなかったということです。

岡田委員 それでは、住民の方がそれを持っていなかったために、抱いた感情というものがどれくらい複雑なものであったか、あるいは混乱したかということをお示ししたいと思いますが、ここに私、そのときのパワーポイントの資料を全部持っていますから、プロジェクターで映して下さい。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 当日配付させていただいた資料は、今日の資料3でも河道拡幅の範囲ということでお示ししましたが、移転を伴う計画になっていますので、移転の対象の方が特定されるような資料になりますので、今から資料を使っただけの説明は差し控えさせていただきたいと思います。

岡田委員 その移転の対象者がはっきりしていなければやってもいいわけでしょう。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 図面をお見せすることによって、移転の対象になる方が特定される図面になっておりますので、控えていただきたいということです。

岡田委員 図面を出さなければ、それでいいわけでしょう。どうなのですか。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 当日パワーポイントで説明させていただいたのは、河川法の改正の流れとか整備計画、基本方針の位置づけといったところから説明させていただいていますので、その資料を今日出される分には支障はないと思いますが、個別の方の家の形なり位置がわかるような図面については、ここでは控えていただきたいと思っております。

岡田委員 よくわかりました。それでは、それをパワーポイントで説明して下さい。

これが 1 ページ目ですね。これにははっきりと阪神北県民局と書いてあります。

その次、2 ページ目をお願いします。もう少し下の方も出して下さい。ここのところに、今後 20 年から 30 年の具体的、段階的な計画と書いてあって、河川整備計画、間もなく県原案公表と書いてあります。これは明らかに、この流域委員会で説明するより前に説明したということです。そういうことははっきりしていると思います。

その次へ行って下さい。これは、河川整備基本方針のパンフレットに書いてある通りです。

その次へ行って下さい。これも、河川整備計画、青葉台地区における河川改修の目標流量ということで、今日の資料と同じことです。

その次へ行って下さい。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 次から、場所が特定されるような……。

岡田委員 そうしたら、最後の 12 ページに行ってください。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 12 ページですか。

岡田委員 11 ページですね。11 ページの下半分に、今後の予定というところがありますでしょう。

平塚武庫川企画調整課総合治水係主査 11 ページの方にも図面が添付されておりました……。

岡田委員 それでは、図面を半分に折って、その右半分だけ映して下さい。

ここに書いてあるのをご覧になったらわかりますように、平成 21 年度から平成 25 年度ですか、平成 26 年度以降までの工程表が書いてあるわけです。ここまで計画が進んでいるということは、河川整備計画の中の工程表には何も書いていないわけです。ここまで説明がきちんとできるのであれば、河川整備計画の原案にもはっきりそれを書くべきではないかと私はと思いますが、どうなのでしょう。

これは阪神北県民局の方がつくられたのですか、第 1 工区、第 2 工区というのは。

山内宝塚土木事務所河川対策室長 そうです。

岡田委員 この×をしてあるのは、6 月 26 日にこのプリントを配付されたときに×をつけたと言われていますが、その前の 1 月 19 日、最初の説明のときには、こういう×印はつけていなかった。したがって、この工程表の通り進める予定であったということです。そこまではっきり計画が書いてあるのに、それを流域委員会で説明されない。河川整備計画の原案の中でも説明されない。それは非常に不透明だとは思いませんか。土居課長、どう

思われます。

土居武庫川企画調整課長 岡田委員がおっしゃっているのは、地元説明をしたのが、流域委員会の再開の 26 日の前にしている。これはなぜかということが根本にあるのかと思うのですがね。

岡田委員 もちろんそれもありますが、それ以外にもあります。

土居武庫川企画調整課長 まず、少しご理解いただきたいのは、今日ご説明させていただいている資料にもありますが、資料 3 の 2 ページ目のところに、先程から宝塚土木の方も言っていますが、昭和 58 年台風 10 号を契機に順次河川改修事業をやってきています。この区間は、下に図 2.2.2、実施範囲ということで、事業区間を示しています。これを見ていただいたら、河口からずっとやって、名塩川合流点までが工区になっているのですが、その残の区間が今の青葉台の地区も含む区間になっている。だから、事業中の区間であるというご認識はいただいていますでしょうか。

岡田委員 もちろん、それは何遍も流域委員会でも聞いていますし、運営委員会でも聞いていますから、よく承知しています。しかし、それとこういう説明しかしていないということは非常に不透明である。それをお聞きしたいわけです。

土居武庫川企画調整課長 説明をしていないというのは、流域委員会に対して説明をしていないということをおっしゃっているのでしょうか。

岡田委員 住民に対して説明をしていて、そのことについて、これだけ緊急な要件であるから、運営委員会で説明するか流域委員会で説明するかということは、既に今まであってしかるべきです。これを説明されたのは 1 月でしょう。今、7 月ですよ。それまでに何も説明しなかったということはどういうことですか。

土居武庫川企画調整課長 先程も言いましたように、事業区間の事業中の箇所における工事の状況等につきましては、堤防強化も含めて、流域委員会でご説明をするということにしておりませんので、それと同じ扱いで来ているということは、先程杉浦の方が申し上げた通りでございます。

あと、おっしゃっている意味がよくわからないのですが、事業中の区間であって、なおかつ地元の方から計画の内容についての説明という要請もございましたので、事業中の区間としての説明は事務所としては行きたかったわけです。ところが、河川整備計画原案を策定している途上にありまして、流量が確定していないという状況がありましたので、結果的には 1 月 21 日付近になった。このときになりましたら、事業中の計画であっても、河

川整備計画をほぼ踏襲できるような内容ということが確認できましたので、かねてから要望があったのでご説明に上がらせていただいたというわけでございます。

岡田委員 それでは、もう一遍お願いしますが、先程のパワーポイントの 5 ページの上半分には図面がありますが、下半分には図面がありませんから、その下半分だけを映して下さい。

ここに、河川改修についてということで、ケース 1、家屋の少ない右岸を拡幅する。ケース 2、右岸に加え、水位が計画高水位以下になるまで左岸を拡幅する。ケース 3、水位が計画高水位以下になるまで左岸のみ拡幅すると書いてあって、3 ケースを検討するという事になっておりますが、その一番下、これは住民の方が印をつけられたのだと思いますが、赤の星印で、家屋物件数の差などにより経済性に有利と、ケース 3 を採用する理由と書いてありますね。これは要するに、個人の住宅に立ち退いてもらうということでしょう。その場合に色々な選択肢を設けて、住民に対しては、家屋、自分の生活の基盤である家庭をのけてくれということは、非常に影響が大きいことなのです。それを、ここに書いてあるように、経済性に有利ということだけでそういう判断を下していいのですか。県民局ということは、県民に対してサービスするところと違うのですか。それが、経済的に有利であるというだけで、県民の生活を破壊するようなことを提案して、他のものは経済性だけでネグレクトするという態度は、余りにも発想が単調であると思います。もっと多くの案をよく審議して、それを住民の方ともよく相談して、なぜそうしなければいけないかということをもっと説明すべきであると思う。それについて説明が十分足りていると思うのですか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 まず、もともと岡田委員の最初のご質問は、なぜ流域委員会の原案発表前に流域委員会に話をしなかったのだというご質問だったと思うのですが、今のお話は、きちんと住民の意見を聞いて計画をするべきだというお話に変わっているかと思えます。

その点につきましては、そういう面もありまして、宝塚土木事務所は地元の方に、流域委員会より先になっているかもしれませんが、お話をさせていただいて、こういう計画なのです、今考えている計画はこういうことなのですよというご説明をさせていただいたと思うのです。ですので、その結果色々なご意見が出ているわけですが、継続してお話をさせていただきたいということで、恐らく地元の方に、私は当時いなかったもので、その後も打ち合わせをしていると思いますが、正確にはわかっていないところがあるのですが、地元

の方と計画についてこれから丁寧に話をしていきたいという気持ちは、岡田委員のご指摘を待つまでもなく、私ども全員の気持ちだと思っております。それは、青葉台地区の方に限らず、色々な河川改修工事は他のところでもやっているわけですが、地域の方とお話ししながら、できるだけよい方法を選びたいという気持ちで事業をやっているわけでございます。

ですので、地元の方に説明をさせていただく前に、流域委員会にご説明申し上げなかったという点が都合が悪いということであれば、その点については申し訳ないということはあるかもしれませんが、先程言いましたように、河川の計画は何も河川管理者一人でやるものではございませんので、地域の方と計画についてじっくりお話ししながら計画をして、河川改修工事をやっていくというスタンスであることはご理解いただきたいと思います。

松本委員長 今のやりとりは、この問題について何が問題なのかというところを、この場でやりとりをそのまま続けてもらったわけですが、時間の関係で、この問題を延々と続けるわけにはいきませんので、少し整理しますが、根本的には、河川改修を行っていく中で、流域の住民の基本的な財産とかにかかわる場合には極めて慎重に扱わなければいけないし、その当否に関しては、多様な選択肢の中からはなぜこの選択をしたのかということを含めて納得のいくような説明をしていかなければいけないというのは当たり前前の話であり、先日の国交省の有識者会議の中間報告を見るまでもなく、当然のことと思うのです。我々が今審議している整備計画が策定された後の実施に至る過程で、我々も論点審議がまだ残っていますが、流域住民との連携をどうしていくかというところで、住民と計画について、どの時点からどのような内容でもって話していくかということは極めて重要な課題だということを我々は指摘をしてきているはずなのです。

だから、今後の論点の中で出てきますが、抽象論ではなくて、個別具体の問題でそれは試されるのだろう。そうすると、今この審議を行っている最中に、移転数は十数戸対象になっているのですが、そのところよくわかりませんが、対象にしている戸数ぐらい言われても何の支障もないと思うのですが、そうした計画の妥当性について、どのように地元と接点を持っていくか、あるいは当該の住民だけでなく、その工事区域の住民との協議をどういうところをベースにしてやっていくかというのはこれからの我々の大きな論点ですから、ケーススタディーとしては極めて重要なこととして今後議論の中で持ち出される可能性がございますので、今岡田委員の少し長い経緯にわたる質問も容認してきたわけです。

だから、今日このまま続けるよりも、そここのところはもう少し状況を整理した上で今後改めて議論をするということにした方がいいかと思います。あと、ご発言のある方が何人かおられますので発言してもらいますが、そういうような問題として取り扱わせてもらいたいと思います。

もう1つの論点は、最後に発言がありましたように、複数の選択肢としてどれが適切なのかということの納得のいく説明が要るだろうということです。もう1つは、一番最初に、たまたま整備計画の公表される極めて近接な時期にこういう経過があったということについては、この問題に関して、実は昨年、1年前から運営委員会で何回も指摘してきた問題です。それがこのような経緯になったのは遺憾であるというような印象はあります。

谷田委員 私はその近くに住んでいる者なのですが、昭和62年というのは1987年で、そのときに都市計画決定とかそんなので国道のことは決まったと思います。それはそれでいいのですが、対岸の方に吉田鉄工所とガソリンスタンドと徳山の廃棄物処理場があるのです。それは、震災前までは何もなかったわけです。国道と護岸があっただけで、狭い土地です。そこに埋め立てをしてガソリンスタンドが建ったのです。

そここのところを見ていただいたらわかると思いますが、そこは川が曲がっていますから、ガソリンスタンドの埋め立てたところは水面なのです。明らかに公有水面です。誰が許可されたのかわかりませんが、公有水面をかなり埋め立てて、なぜガソリンスタンドが建つのか。そのすぐ下流の国道は、昭和58年、1983年に台風10号でがさっと道が全部つぶれてしまって、1カ月半交通が途絶したところです。特に太多田川と武庫川が曲がってきて合流しているところなんかは、あふれることはわかり切った場所です。そんな場所になぜガソリンスタンドが許可されたか。それが私は不思議でたまりません。ガソリンスタンドは、あの地区にまだ他に200m置きぐらいに2つもあるのです。だから、何の必要性もないわけです。

それで、震災の後、95年が震災ですから、その2年ぐらい後ですかね、吉田鉄工所というところがその続きにまた建ちました。そこも、岩盤が出ていますが、公有水面は埋め立ててありました。その上のところは、もともとの護岸がそのままです。

青葉台の人の方は、昭和40年代の初めに開発されたところですが、あふれることがわかっているような危険な場所にそういうような建物を持ってきて、大体、ガソリンスタンドなんか建ててしまえば、撤去するのに莫大なお金がかかるのはわかり切ったことなので、そこら辺のことをもう少しきちんと説明されなければ、住民の方は絶対に納得されないと

思います。

水が当たるところの方が勢いが強いわけですから、掘削するのだったらそこを掘削するのが理にかなったことで、反対側の青葉台は砂がたまる方なのです。だから、川の方から言っても対岸を掘削すべきで、立ち退くなら反対側のところが当然立ち退かなければならないと私は思います。その辺のことをきちんと説明して欲しいと思います。

松本委員長 あと何かありますか。これは本日の論点審議の主要議題ではなく積み残しの分で、この問題は後日改めて取り扱いを検討して議論しますが、今どうしても言っておきたい点があれば。

岡田委員 この問題については、まだまだ言いたいことは幾らでもありますが、現在時間がないので、これ以上申し上げませんが、要するに私が言いたいことは、県当局はこれで住民の信頼を勝ち得ることができるのか、そのことをよく考えていただきたい。私は何も流域委員会の委員だからといって住民の方から意見を聞いたわけではありません。向こうから相談に来られたから、その相談に乗っただけなのです。もし本当に話し合いができるのであれば、当然土木事務所なり阪神北県民局へ行っているはずなのです。その辺のことをよく考えて今後行動していただきたいと思います。それだけです。

松本委員長 この話は一旦ここで預かってよろしいですか。取り扱いについては運営委員会で、今後どのような論点でこの問題を協議するかということを経済委員会に協議したいと思いますので、よろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。幾つかの論点がございいますので、その取り扱いは運営委員会で改めて協議した上で、再度全体委員会に諮りたいと思います。

次の議題に移ります。

修文に関する問題であります。資料 4 - 1 から 4 - 2、4 - 3、4 - 4 と入っております。これについて、先程運営委員会の協議結果でご報告しましたように、事務局の方で 4 つの観点から整理をしてもらいました。

運営委員会でこの修文対象になっている項目を一つ一つチェックした上で、改めて 4 つの分類で整理し直したものが 4 - 2 の表でございいます。4 - 1 の表は、この修文の県が出してきた意見に対して、各委員が修文の再修正が必要、不要、あるいは修文意見の追加等々について意見を求めて、回答をいただいた整理表でございいます。

4 - 2 以下がその結果の分類であります。ここでは時間の関係上、この資料を各委員がご確認をいただいて、今後の修文作業の目安にさせていただくということで、内容につい

ては逐一のご報告は省略させていただきます。

資料 4 - 2 は、県の修文でいいという部分が 1 ページ、2 ページ……少し事務局の方から説明してもらいます。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 資料 4 - 2 の整理方法、それと資料 4 - 3、4 - 4 との対応について説明させていただきます。

まず、資料 4 - 2、A 3 横長のペーパーですが、こちらについては、表の構成としまして、左端から整理番号、どの論点に関する事項かを示した項目、意見区分ということで、これは各委員より 57 回から 59 回の流域委員会で提出されたご意見について番号を振っているものと同じでございます。それで、修文意見がございまして、次に、どの委員の方からいただいた意見か。これに対してその右側で県の考え方を示しております。右から 2 つ目の列のところ、修文をするかしないか、もしくは今検討中のものについては未というような区分をしております。最後、右端の整理状況、アルファベットで書いておりますが、こちらについては、A、B、C、D、E と 5 区分しております。

まず、左端と右端の数字とアルファベットの区分について説明させていただきます。

整理番号につきましては、この表の上に注 1、注 2 とございまして、4 種類の数字を使っております。通常の 1、2、3 という数字、(1) (2) (3) という番号、
、
、
というもの、1、2、3 という、この 4 種類を使っております。

この使い分けは何かといいますと、単なる数字につきましては、第 57 回から 59 回の流域委員会で文書による意見の提出のあったもののうち、修文に関するものを抽出しております。両括弧の数字につきましては、第 60 回から 62 回までの、今後もふえていくことになろうかと思いますが、各流域委員会における審議結果の整理表、本日も資料 2 として添付しておりますが、こちらの中から修文意見に関するものを抽出し、(1) (2) (3) という番号をとっております。
、
、
につきましては、私どもの方で自主的に、より適切な記述への見直しであるとか、わかりやすさに配慮した記述というような観点から、独自に修文をさせていただく項目について、
、
、
としております。最後、1、2、3 は、今説明させていただいた 3 つの区分におさまらない新たな意見をこれまでの議論の中で、もしくは文書でいただいておりますので、それを抽出したものの、そういう番号のとり方で色々な数字が左端の整理番号に出てきております。

一番右の整理状況について、アルファベットで A、B、C、D、E とございまして、こちらについては、資料 4 - 2 の表の上の部分、注 2 にその種別が記載されております。A

は、県が先程の整理番号の区分に応じて考えた修正案に対して、各委員の方からこれで特に意見ないよということで整理させていただいたもので、済みということで分類しております。Bにつきましては、意見はいただいているのですが、今県の方でどういう対応をするか検討中のもの、Cにつきましては、県の方で修文する、もしくは修文しないということをお示しさせていただいたことに対して、さらに審議が必要ということで整理したものになっております。Dにつきましては、論点審議がまだ終わっていないもの、Eにつきましては、一番後ろの、A3の部分をめくっていただくと、A4の意見書がついてございますが、こちらは奥西委員の意見書で、2枚ほどめくっていただいて、28ページ、こちらに意見書を出していただいたのですが、まだ書きかけといいますか、途上ということでいただいておりますので、こちらについては区分ができないため、取り扱い未定という整理をさせていただきます。

この資料4-2の左端の整理番号、とか1という数字で修文したものを、資料4-3もしくは資料4-4で、具体的に赤黒の見え消しで該当箇所の文章を修正しております。その修正箇所の右側に、それぞれ丸の数字であるとか括弧の数字であるとか四角の数字、普通の数字を表示しております。ですので、このそれぞれの修文箇所、赤黒で明示したものの対応は、その数字で資料4-2と対比していただくということで整理をさせていただきます。

以上でございます。

松本委員長 そうというような整理をしております。従いまして、今B、C、Dになっている部分がどんどん影がついて、要するに協議終了となってくれば、フィニッシュが近づくということになります。Bのところは既に県の方で修文検討中ということですから、時間をもってこれは出てくる。そして、Cのところは、まだ再審議をしなければそこは詰まらないというところですから、一巡目の論点審議を終わってから、残っている課題を詰めていくという中で、どのようにそこを触るかということが具体化してくる項目ではあるかと思えます。Dというのは、本日からなお審議していく未審議の部分ですから、これも追々審議が進むにつれて、具体の修文でどう対応するかということが上がってくるということで、これからかなりピッチを上げた審議になっていくかと思えます。

ということで、資料はそれぞれお読みいただいて、これからまだ対応しなければいけないところについて、県の方が具体の修文対応をするのに、修文内容、加筆修正の内容をより具体的に提示をしていただければ、より明確になって早く進むということになります。

で、できれば各委員からもそのようなご指摘があればありがたいので、ご検討をいただければと思います。

そういうことで、この資料のご説明、あるいは修文の状況についてのご報告を終わりたいと思いますが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

そういうことで、ご了承いただいたことにさせていただきます。

引き続き、資料で言いますと、資料 2 のこれまでの論点整理の整理表について、簡単にご報告します。

これは前回も、第 62 回までの委員会の論点整理はご報告しました。本日は資料 2 の表面の一番右下、既存ダムの活用で、63 で影がついている分、それからその裏ページの分が前回の委員会の審議を整理したものでございます。

既存ダムの活用については、まず表面の方は、千苅ダムの既存不適格の問題については、34 年放置されており、ダムの安全性に不安を生んでいるため解消が必要である。そのための対策を盛り込む必要があるのではないかという形で、修文課題として整理をしております。

裏面に行きますと、新規のダムの取り扱いに関しましては、まず確認されたのは、新規ダムについては、今、中に立ち入って議論すべき課題ではないと判断しているが、右記のような議論があったということで、修文対応等について、新規ダムと既存ダムだけを優先的に検討するような記述はよろしくないのではないか。検討課題はたくさんあるので、計画の中に章を設けて、20 年間で実施することと、20 年の間にさらに将来に向けて調査検討することを課題として列挙する方がよりふさわしいのではないかという形で、修文対応を検討する課題をここで集約しております。

遊水地につきましては、確認した事項は、武庫川上流浄化センターの余裕地の遊水地活用は、県内部で十分に精査検討されたものであることは承知しているが、右記のような議論があったということで、今後の修文対応の課題として、武庫川上流浄化センターの更新工事が始まるまでにまだ 10 年以上ある。将来の検討課題として、もう少し遊水地を広げていく方向を計画の中に盛り込んでおくことが必要ではないかということで、前回の議論を現時点では集約しておりますので、さらにどのような修文対応をしていくかということについては、今後の審議にまきたいということであります。

以上が論点審議の整理表のご報告であります。これについてご意見、ご質問等ございますか。特にないようですから、一応これで確認されたこととさせていただきます。

では、論点の審議に入りますが、論点審議に少し入った中で、適当なところで、3時半をめぐりに休憩をとらせていただきますので、もう30分ばかりご容赦願います。

本日の論点審議は流域対策から入ります。流域対策に関してご意見を求めます。本日の新たな意見書にも幾つか入っておりますので、それをご参考をお願いいたします。

では、本日資料5で意見書をいただいている方から順次いきましょうか。

まず、村岡委員からお願いできますか。

村岡委員 パワーポイントを出していただけますか。

私は、流域対策の中で、水田貯留が非常に重要である。この認識は、私だけでなく、全ての方々の思いがあると思うのですが、原案に書かれているのは余りにも単純であって、もう少し論議を尽くした上で、修文ができるかどうか、私の考えも含めまして、今日意見を述べたいと思うわけです。

水田貯留の重要性については、私だけでなく、これまで酒井委員が色々と水田の制御を流出の対策に持っていけるという思いを綿々とつづっておられましたが、私は、その一面をとらえて今日意見を述べるわけなのですが、次のページをお願いします。

これは他のことなのですが、琵琶湖の面積は非常に大きいということから、その1cmの水位の変化が、琵琶湖の場合ですと670万m³になる。これはよく言われることなのです。この量が非常に大きいということの一つの紹介として、青野ダムの0.44倍、丸山ダムだと2.7倍、千叡ダムの0.6倍ということです。これは、何もそれだけのことがこのダムの大きさと比べてどうのこうのと言うつもりはなくて、1cmという水位の変化が面を考えたときには非常に大きいという、その重要性について認識しておきたいというつもりで書いたわけです。

また一方で、水田の日減水深というのは大体20~30mmと言われております。これは、当然稲の生育期間とか、あるいは客土の様子によって違いますが、大体1日に20~30mmの水位の制御をしているという実態が一方にあるわけです。

それでは、武庫川の流域の中で水田面積というのはどれくらいあるのかということで、これは篠山市と三田市の統計を調べたわけですが、数字が41.1km²、20.0km²、そのうち、この考え方で武庫川に関連するのはどれくらいかわかりませんが、例えば篠山市の場合はその1割ととると4.1km²、三田市の場合は18.0km²ということになります。これは、整備計画原案の中に出ているかんがい面積として、武庫川流域では3,500haあるという記述がありますが、これは35km²ということで、それは必ずしも水田でなくて畑の場合もある

でしょうから、比較はできないのですが、いずれにしても、20km² そこそこの面積が水田面積であるというように言えます。

これに 1 cm を掛けますと 22 万 m³ ということになる。これも、別にこの数字を強調するわけでも何でもなく、1 cm の変化が大体 20 万 m³ ぐらいのものになる。これは、青野ダムの洪水調節容量が 560 万 m³ ですから、その約 4 % になる。これも 4 % を制御できるのだということを言っているのではなくて、制御量は 1 cm でなくて数 cm の場合もあるし、対象の水田面積がこれよりも小さい場合もあるわけですから、いずれにしても、その辺の検討は今後のことにさせていただくとして、かなり水田貯留というのは流出の抑制にきいてくるという可能性は、これでわかっていただけたと思います。

次のページをお願いします。

実際、水田貯留を行うということになると、そう簡単にできないということは、これまで我々も認識しているし、県の方の説明にもそうありました。どういう点かといいますと、学術的、技術的、制度的課題というのがありますので、私は私なりにこの 4 つにまとめてみたわけですが、水田貯留をするのに管理とか、あるいは実際農家の人々がこれをどうように扱って行動してくれるかという点にかかわる制度的な課題がまずある。

2 番目に、何よりも人手をかけないで半自動的にこの堰操作を行えるような技術を開発しておく。これはそれほど難しい問題ではないと私は認識しておりますが、どうでしょうか。

3 番目に、実は水田というのは、これもご承知の通り、何も稲を植えて育てるところだけでなく、非常に豊かな田舎の生物とか風景とか、そういう生態系にかかわる価値を持っているわけですから、他の流域でもよく声を聞くわけですが、水田の豊かな生態系の回復プロジェクトというような、これに似たようなプロジェクトがあちこちにありません。ぜひ我々も武庫川流域でこういったプロジェクトの検討と水田貯留システムとを連動するような、連携して何かできないかと、そういうところを考えておく必要があるというように考えます。

4 番目に、モデル水田の試験的調査研究を早期開始する。この点についても、原案の 51 ページに、実は水田についてはモデル事業があって、そこで検討するのだということがあります。このモデル事業というのは、確かに前に私も聞いたことがありますが、これがどうなっているのかよくわからないのでありますが、いずれにしても、今後このモデル事業ということを進めていく中で、こういった水田貯留のことを考えるという方向にあること

は確かなのですが、もう少しそれを具体的にどういうことをやるのか、モデル事業というのはどこでどれぐらいの規模でやっているのかということもはっきりさせながら、こういう調査研究をこの整備期間中に推進するということは決して不可能ではないという意味合いで、これをまとめて私の水田貯留の重要さの考え方とさせていただきたいと思います。

松本委員長 かなり具体的な加筆が必要であるというご指摘でございますが、水田に係して他にご意見ございますか。

中川委員 同じく資料 5 に、減災対策とあわせて、今日意見書を出させていただいておりますので、流域対策は項番 1 のところだけです。減災はまた後ほど、とりあえず今流域対策のところだけです。

私も、水田に関して提案をさせていただいております。今日の資料で言うと 6 ページのところ、私も具体の修文を挙げて提案させていただきました。私の頭の中にあるのは、水田については非常に皆さん、私も含めてですが、大きな関心でもありましたし、提言までのところで相当な時間をかけて議論をしてまいりました。ですので、その先の議論としての具体的な提案です。

正直な印象は、以前の 2 月の意見書でも申し上げた通り、書きぶりとして弱いなという印象は正直持っております。ただ、実際の具体の施策というように考えたときに、県の説明にありましたように、農業者の理解というところが現時点ですっきり得られている状況ではないということは、私も十分認識しています。その上での提案です。

2 月 25 日付で出した意見書のあふれる治水の方に、私、考え方を整理させていただいたのですが、たまとためるの違いを整備計画の中でどのように取り扱うのかというところがじっくり整理できていないというのが、特に水田に関してのポイントになっているのかなというように思っています。

そうはいいましても、たまとためるというのは決定的に大きな違いがございますので、たまっているものを今後 20 年の中でどうためるに意識的に持っていけるのかという、その部分が整備計画の中でやはり見えてこないとよろしくないだろうということで、具体的な修文はそこに書かせていただいた通りです。

先程村岡委員の方から提言書で、あるいは過去、提言書までのところで議論したようなご提案というところも出ていたのですが、提言書にもはっきり書きましたように、流域災害基金の創設というのは、提言書の中で具体的に提示しています。今回、こういう基金を設立するというところまで書き切れなくても、少なくともこういう制度を検討するという

ことは書き切っていたいただきたいのですよ。これが減災対策の大きな方向性になります。ですので、具体の修文はそこに具体的な文言として書いていますので、これを入れるということを検討していただきたい。

事例としては、鶴見川の方で書かれています。文字としてもほぼ同じ文章で書かれているのは、そちらでも確認していただいていると思いますので、ぜひこういうテキストを原案の中にそれぞれの箇所に入れていただきたいと思います。

ちなみに、こういう枠組みをつくっていかない限り、水田だけではなくて、他の流域対策ですね、ため池なり公園貯留なりで、受益と負担の関係が各市と県との間で、要するに上流市から見れば、何でうちばかりそんなに負担しないといけないのというようなところの議論は、それは当然出てくるだろうと思うのです。受益するのは下流市なわけですから、そのあたりのバランスを流域全体としてどうとっていくのかという仕組みづくりにもつながると思いますので、ぜひともこの文章は修文としてご検討いただきたいというように思います。

少し気になったのですが、流域対策の部分というのは、提言書までに膨大な時間をかけて審議をしてきている事項でございますので、この原案の具体の今の審議に当たっては、その先の議論といいますか、過去の議論に戻るわけではなくて、今のところからその先へという議論に集中したいと私自身は思っております。

岡田委員 村岡委員が示されたご意見の中で、学術的、技術的、制度的課題と提案の中の3番の項目に、水田の豊かな生態系回復プロジェクトの検討と水田貯留システムの連携というのがございますが、これについては、この流域委員会が始まったときには、水田というものはそれほど評価されていなかったのですが、その後、ラムサール条約におきまして、湿地、ウエットランドということで、正当に評価をされまして、その関心は世界的に高まっております。

また、現在、水田の生態系回復ということについては、農家以外の方は昔の通りの水田であると思っておられますが、決してそうではなくて、水田に水を張る場合には、大抵ポンプアップして張っているわけです。したがって、本来入ってきていたようなドジョウとかメダカとか、そういうものは入ってこれないような仕組みになっているわけです。

私たちは、手前みそになりますが、三田の上流の方で、水田に対して魚道をつくるという計画をしておりまして、今年の農閑期には、地権者のご承認を得まして、自然の川から魚道をつくって、水田に魚を引き込むという工事をする予定でおります。

そういうことも含めて、我々にできることは色々あると思いますので、その辺を県の方もよくお考えいただいて、そういう対策もとっていただきたいと思います。

松本委員長 提言書をまとめる段階で、水田問題で随分と具体的な提案を幾つもしていただいた畑委員はいかがですか。

畑委員 実は仕事の関係で、なかなか十分フォローできておりませんで、申し訳なく思っているのですが、今回村岡委員からもご指摘がありましたように、各種水田の補助事業等、環境に配慮した事業が進められておりますし、整備計画の 51 ページでご紹介がありましたように、これはスリット型の吐き出し口なのですが、こういう構造をとりますと、降雨時にはそれだけで貯留効果を発生するかと思います。

そういうのを実際に量的に評価していただければ、かなり水田による貯留機能、特に洪水対策としての貯留効果というのがさらに少し大きく評価できるのではないかと思います。そのあたりの構造的な研究も進める必要があるかと思いますが、ちょうど田園整備に関する補助事業が全国的に展開している中で、兵庫県の方でも非常に熱心な取り組みがなされていますので、ぜひ武庫川のこの流域整備と関係しまして、一体的に協力的な関係で、水田の機能、特に生態環境との関連で、お話にありましたような魚道をつくったり、カエルも上れるような、そういう畦畔対策とか、色々な試みがなされているところですので、そういうところを評価していただいて、さらにこういう具体的な修文といいますが、文章の中でも表現していく必要があるのかなと思っています。

少しまとまりませんが、そういうようなことでよろしく願います。

松本委員長 これまでの意見書の中で、水田関係では、あと谷田委員、土谷委員からも意見が出ていますが、この辺は、さきの回答の中には県の回答も入っていますが、いかがですが、よろしいですか。

それから、水田に関しては、酒井委員から農業当事者として、しばしばこの整備計画の審議が始まってからも意見書をいただいています。病欠ご欠席なので、意見書をもとに、どなたか、何か具体的に関係して話ができる方があれば、代弁をしていただいても結構ですが、よろしいですか。

土谷委員 私が出した意見書は、水田のモデル地区でどこまで実験が進んでいるのかを教えてくださいということだったので、少しここで発表していただきたいと思います。

松本委員長 それは文書回答が前に出ていますね。そのことでしょう。だから、要するにその事実を知ればそれでいいのか、そういうことを含めて、計画の中に、先程から出て

いるように、盛り込むというご意見なのかということなのです。自分が知りたいという話ではなくて、そこから具体的に原案をどうブラッシュアップするかというところで、どうそれが関係するのか。回答で説明があったらそれでいいわけですね。

土谷委員 今後 5 年後、10 年後、どこまで進めるかという目標を記載してもらえたらいいと思います。

松本委員長 先程の村岡委員のご提案の 4 番に入ってくる話ですから、その中でどのように記述をするかということで、今後もし意見があれば出して下さい。

佐々木委員 酒井委員から何度かお電話もいただいている、非常に気になっておりまして、私も意見書、修文等で、上流篠山あたりはかなり自然湛水するのが常襲的になっているというようなことで、県の原案の方での修文の修正等でも少し出していたような気がするのですが、まず 19 ページの流域対策のところ、この流域対策のところは現状の課題みたいなところを明記するところなのですが、このところに、上流域の水田地帯には、集中豪雨等が降ったときには自然に湛水してしまっているというような事実は一筆加えていただけたらなと思います。

その中で、流域対策の真ん中辺に、近年の気候変動等に起因して集中豪雨が多発する傾向にあることによりというようなことも書かれておりますので、ここまで書いているのであれば、前々回からもその前からもずっと申し上げておりますが、上流域から下流までのバランスを考えたときに、集中豪雨等のゲリラ豪雨があちこちで多発しておりますので、本川を一生懸命頑張るだけではなくて、もう少し上流では、水田地域では水田をもう少し評価する。被害を受けることに対しても、中川委員も書かれておりましたが、評価する。それから、モデル水田等、色々な試験的なことを含めて、今後どういうようにしていくのかという開発ということにも力を注ぐということも明記するべきだと思います。

これは、現状の課題というのは 19 ページでしたが、さらにもっと後ろの 51 ページのところにも、これはどういうようにするのかということが書かれている部分になりますが、この中で流域対策、他のものも全部含めて、甲武橋基準点において $30\text{m}^3 / \text{s}$ というようなことが真ん中辺に書かれておりますが、20 年かけてせっきゃく総合治水をするのですから、もう少しこれを上乘せできるような部分で、 $30\text{m}^3 / \text{s}$ に限るのではなくて、水田については特に、他に森林等もございまして、ため池等他の部分も合わせて、もう少し引き上げていった方がいいのではないかなと思います。

そういうようなバランスの中で、もう 1 つつけ加えておきますと、上流の水田地帯のと

ころでは水田、ダムのあるところではダム、ため池等、支流だとか流域全体を見ていきますと、本川以外にそういうようなものを全部ピックアップしていきますと、うまく流域全体がバランスを持って、集中的な雨が降ったときに受けることができるような形になっているのだなということ、武庫川流域全体の地図を見て最近ひしひしと、全部やろうと思えばできるのだというようなことを感じております。

そういうようなところで、村岡委員が4つご提案されましたが、もう少しこれを砕いて、文書の中に盛り込んでいただきたいと思います。

池淵委員 今まで水田貯留ということで、流域対策として、面の広がりからしたら、その辺に意識しなければならない内容だろうというのは十分認識をしているのですが、修文という扱いであればいかようにもできるかなという気はするのですが、整備計画ということでアクションをしたときに、河川部局が主体として踏み込めるのはどこまでかというのは、それなりに認識せざるを得ない。それは、村岡委員も色々な制度的等々の課題もあるということを言われましたが、それをどうぶち破るかということでもあろうかと思うのですが、主体の形成というものに河川部局が共同するという姿勢なのか。そこら辺は今の制度なり枠組みからしたら限界を感じざるを得ないところもあるのですが、それを修文という形でどう踏み込むかということだろうと思うのです。

水田稲作も、ご承知のように、春からずっと収穫までの水田に維持する水位というのがあって、時には低い水位で、そのときに洪水が来たときは当然何十 cm もためてくれるわけで、管理上は効果量は時期によっては達してくれて、それだけの流出はそういう場においては抑制されている。

その1 cm をさらに増強してアップして、それをそういう整備をして貯留量を確保するという形を踏まえると、一つの整備というオーダーになって、その事業費等々が、主体はどこが受け持つかによっては、相当難しいテーマがあるだろうと思うのです。

実態としては、管理上は水田貯留は時期においては自動的にやられている。それをさらに計画として1 cm 畦畔を上げるなり、さっきの簡易魚道とか装置系をはめ込んで、そういったものの維持管理も含めて、どういう主体がどういう形で共同と分担をしてやるのかというあたりをもう少し描いておかないと、具体的な整備計画の中に位置づけるアクションプログラムとして、これも検討課題という形で、先程ご提示にあったそういうことを文章化するという手であればいけるのですが、そこらあたりが現制度設計のもとで考えるとかなり厳しいという印象を持たざるを得ないな。

だから、そういう方向にどういう形で、主体をどういような連携を含めて構築するよ
うな形で、それからそれに伴う農業者の方々が、さっきおっしゃった環境にもそういうこ
とをすることによって潤いがあるとか、そういう多面的な効果をもう少し描く形で、やっ
てみようというような、そういう持っていきようも含めてあれしないと、書くことは色々
書くが、検討課題のポイントを押さえる形での修文をしないと、なかなか厳しい。

河川管理者が踏み込める主体はどこまでか、あるいは県ですから色々部局があるので、
そこにそういう形のものをもっとやってもらう形での共同なり、農業従事者との連携、そ
ういった形のものをもう少し高めないと、なかなか厳しい内容ではないかなというのは、
少し印象として思います。

奥西委員 今の池淵委員のご意見と重なるところもあると思いますが、少し抽象的な意
見を述べたいと思います。

これは、前々回の運営委員会で述べたことなのですが、流域対策というのは、総合治水
の大きな柱として重要視すべきものであると思いますが、なかなかこれについて審議が進
まないということにある種のいら立ちを覚えているわけです。

その中で、少し話が戻りますが、既存ダムの治水転用の議論の中で感じたことの一つは、
非常に具体的な話ではあるのですが、利水ダムを放水、放流して水位を下げると、それで
いかにカバーするかということシミュレーションして検証しないといけないということ
で、その結果が説明された中で、水道の給水量は1年間の最大値を仮定する。それを聞いて
少しショックを受けたわけです。

渇水期というのは節水しないといけないということですね。そのときに、年間最大の水
が出ていきますよという計算がされている。少し思い込みの部分があって、1対1には対
応しないと思うのですが、説明資料の中に新聞記事があって、以前平成6年だったかと思
いますが、渇水のとくに、夕方に断水するよというので、昼から皆さん風呂に水をためて
いる。だから、どんどん水が使われた。その結果として、いよいよ渇水になると、病院で
手術や患者の手当てにも不足するという事態になってしまったという新聞記事がありまし
た。

そういう実態があると、シミュレーションするときには、節水するのだから給水量は減
ると仮定するわけにはいかないというのは、ある程度わかるのですが、これでは、例えば
この委員会で議論している流域連携とか、そういうもので総合治水を実現していくとい
うことと余りにも話が違ってしまふ。まるで流域住民は無知で自分の権利だけを主張する我

利我利亡者の集まりだと言わんばかりの審議をしないといけないというのは、余りにも不毛であろうと思うわけです。

結局、それは、総合治水を実現するための社会的条件が整わなければうまくいかないと言うこともできると思うのです。それをほっておいて、今できないから仕方がない、次のステップで考えましょうといっても、次のステップで今どうかとなると、そのときの社会条件は全然変わっていないから、やはりできませんねと。そうなると、ほとんどの総合治水対策は永久に実現不可能になってしまう。

ですから、前々回の運営委員会で私が言ったのは、この 20 年間の整備計画の期間中に総合治水を実現するための社会的条件をどうやって作り出していくか。そういうことをまず整備計画に書かないといけないということを申し上げたのですが、社会的な合意というのは、あらかじめ結論を決めて、こういう結論に持っていきましょうというわけにはいきませんから、そういう書き方はできないだろう。そうすると、やはり 20 年たっても何もできないねということになるのではないかと思ったわけですが、今日中川委員の意見を聞きまして、ただとにかく議論しましょうというだけではなくて、やはりある目的性を持った議論が可能であろうということを感じて、少し元気が出てきたのですが、そういうものを目指していく必要があるのではないかと考えました。

中川委員 度々済みません。今少し振られたような気も致しましたので、先程の池淵委員のご意見も、今の奥西委員のご意見も含めて、私が思っていることをもう少し言葉を足させていただきますと、今奥西委員がおっしゃられた総合治水に向けた社会的条件を整えることというのは、これはまさに提言までで議論してきたことで、その要件を変えない限り、総合治水というのは絶対進まないだろう。そのことは、恐らく提言書を通じて県の方にも伝わって、伝わり方の程度はあれかもしれませんが、伝わっているだろうというように理解します。

その 1 つが、今回やろうとしている仕組みの一つですね。この推進計画のベースにしようとしている推進協議会、既にその先駆けの組織を市内それから流域各市で動かしていただいて、今も同時並行的に協議会をずっと重ねていただいているということのようですが、1 つには、制度的な枠組みとして、それが 1 つ大きく新しいポイントとしてあるのだろう。それは私は素直に評価しております。

願わくは、そう考えていただいていると思いますが、仮称になっていますこの推進協議会、これは各市の首長にしっかり入っていただくということが、組織として仕組みとして

動かしていくという意味で、私は極めて重要だと思っていますので、要するに実態として、行政組織として動かしていける協議会にさせていただく。そういう場をつくっていただくというのが 1 つだろうと思います。そういう意味で、社会的条件は、まず 1 つは、一歩進むのかなというように思っています。

提言までで議論してきたことというのが非常にたくさん特にこの流域対策に対してはございまして、そういう意味で、たまるの部分を今の時点で明確な数字でもって流域対策として入れ込むところに非常に限界がある。特に水田に関しては非常に限界があるというのは、恐らく委員会の中の共通理解事項ということで、私は提言をまとめる時点までの議論で共通理解になっているだろうと思います。

ただ、問題なのは、先程も少し言いましたが、たまるというところと、先程池淵委員の意見にありました整備に入ってくる部分ですね、ためるの部分、意識的にためて、計画的に効果量何 m^3 / s だというように見込んでいく部分をどうシームレスにつなげていくのですかという道筋が、今の時点ではよく見えないということだと思うのです、皆さん、先程のご指摘というのは。

その 1 つの具体的な方策として、私は、最低限基金を、基金等とあえて「等」を入れているのはそういう意味なのですが、必ずしも基金というフレームワークだけではないだろう。色々なやり方がある。その仕組みをきちっとつくるということも少なくとも検討して欲しい。それが先程ご指摘があった社会的条件を整えていくということの具体の施策の一つだろうというように思っています。

そういう意味で言えば、 $30m^3 / s$ という数字が少ないというのは、確かに少ないなと私も印象としては持ちます。ただ、意見書でも書きましたように、この数字が多いか少ないかということではなくて、この流域で流域対策をやらないともうだめなのですよということを、啓発という言葉は余り好きではありませんが、流域に対して発信していくという意味が私は非常に大きいと思っていますので、流域対策をするということが、すなわち 20 年後に向けた社会の条件を整えていくということの非常に強いメッセージになっていくのではないのかなというように思っています。

ですので、先程の池淵委員のご意見の誰が実施主体かという意味で言えば、流域対策というのは、もうさんざん議論したように、非常に悩ましいのですよね。最低限河川管理者の県としてやっていただきたいことは、流域対策をやらないとだめなのだということもきちっと強く情報発信をしていただく。これは河川管理者の責務です。と私は思っています

ので、そういうところがもう少しニュアンスを伴って見えてくるような修文を心がけていただくと、もう少し皆さんの気持ちが反映された原案になってくるのかなと、私はそのように考えています。

松本委員長 以上、かなり具体的な修文に対してのポイントが指摘されましたが、県の方から何か意見ありますか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 今たくさん意見が出たのですが、大きく分けると2つありまして、1つは、提言のときから議論のあった水田の効果量をどう見込むのだという意見が当初ありましたので、以前のプレーバックになりますが、過去の資料をもとに、こういうことでしたねということ一度確認させていただきたいと思います。

2つ目は、中川委員初め意見がございましたが、たまるという現状をためるに変えるためにどんなことをやっていく必要があるのだというご質問がございますので、これについてこちらの意見を述べさせていただきたいと思います。

あともう1つ、水田の生態系の回復のお話がありましたが、これは水田の貯留というモデル事業を今やっておりますが、その実施の中のお話ですので、今日の審議の中のお話でなくてもいいのではないかと思います。

ですから2つ、まず過去のお話のプレーバックになりますが、水田についてはこういうことを過去に審議させていただきましたという確認と、2つ目は、たまるからためるということについて、基金を具体的に書いたらどうだというご意見に対する回答と、その2つを順番にご説明申し上げます。

志茂武庫川企画調整課総合治水係主査 水田貯留に関して色々のご意見をありがとうございます。過去に戻りますが、改めてもう一度水田貯留の考え方というものをご説明申し上げます。

村岡委員の方から、水田は水を直接ためられる貯留構造物として、当然治水効果を上げる対象として視野に入れられるべきものであると、そういうご意見をいただきました。

私どもの方で、実は基本方針の流量とか整備計画の流量をともに計算する範囲の中で、流出計算上 2.5cm 分は初期降雨、飽和雨量として見込んでおります。つまり、自然に貯留するというイメージで、この分は流出してこないという考えでもって計算しております。

それを説明させていただいたのが、平成 18 年 3 月の第 26 回総合治水ワーキングで説明した図であります。水田貯留の模式図を示しております。真ん中に山のようにあるのが畦畔になっていまして、右側が田んぼで貯留する、左側が水路になっていまして、田んぼ

でたまったものが、畦畔のところの堰板の高さに応じて水が流れて行って、こっちの排水路の方に流れていくという構造でございます。

そのときに、ここに 2.5cm 分ございますが、この分は自然に貯留する分といたしまして、先程申しましたように、計算上流出してこないというようになっております。

これは、基本方針検討時に説明している基本方針洪水のピークに関する資料から抜粋しております。この中に、根拠といたしまして、水田のところ 25mm となっておりますが、この分は自然にたまるというようなイメージで計算をしております。

それでもって基本方針の流量とか整備計画の流量を算出しますと、3,510m³ / s になったというような計算でございます。

水田貯留につきましては、先程も申しましたように、数値的には組み入れておりませんので、付加的な流出抑制効果が期待できる対策として推進していくとしておりまして、実際にやらないということではなくて、治水効果を得られる対象として視野に入れております。

それで、どの分が貯留になるかといいますと、15cm 分上乘せとありますが、これも先程申しましたが、15cm のうち 2.5cm 分は自然貯留する場合、残りの 12.5cm 分が付加的な貯留効果ということで、水田貯留としてたまるだろうという数値でございます。

実際、原案の方にどう書いてあるかと申しますと、これは原案の 51 ページでございますが、水田貯留については、「モデル事業で実施可能性を検討している水田貯留やその他公共施設での貯留・浸透施設の設置等について促進するよう努めていく」というようにしております。

もう一方の推進計画におきましても、水田への雨水貯留ということで、「モデル事業での実施可能性を検討している水田貯留は、農業者と農業者以外の住民が共同して集落単位で取り組みに参加することが効果的であるため、集落毎に水田貯留についての説明や意見交換等を行い、住民の理解と協力を得たうえで水田貯留に取り組んでいく」という姿勢でもって進めていきたいと考えております。

続きまして、村岡委員の方から、篠山市、三田市で約 22.1km² の水田面積で 1 cm の水深に相当する水量は 22.1 万 m³ で、これは青野ダムの洪水調節容量 560 万 m³ の約 3.4% に相当するというようなお話がございました。

流域委員会の方では、提言をまとめる際に、水田貯留については以下の通り整理しております。水田貯留の対象面積は 1,539ha を対象としております。これは、流域全体の田んぼから圃場整備面積を抜き出して、さらに減反面積などを差し引いて、確実に貯留できる

田んぼの面積で算定しております。これで先程申しました 12.5cm を貯留すると考えると、流域で約 192 万 m³ 貯留するということになります。それが提言書のときの考え方で、提言書には数値としては見込めるだろうということで整理をされております。

それに対しまして、基本方針のときの議論でございますが、流域対策の考え方として、次のように整理しております。これが、第 50 回流域委員会、基本方針を審議する最初の流域委員会に出した資料でございます。そのときに、流域対策の考え方といたしまして説明した資料でございます。

まず、河川整備基本方針に流域対策を位置づけるためには、2 つの機能が必要である。1 点目は、洪水時に安定的かつ確実に治水効果が発揮されること。もう 1 点が、治水機能が将来にわたって確実に確保されること。この 2 点が必要だということで、この 2 つの機能を確保するために、3 つの担保をとることが必要であるというように整理しております。

1 点目が、流域対策の施設は公的組織、我々のような県でありますとか、市でありますとか、そのような組織が所有していることが条件であります。2 点目が、操作の確実性ということで、ゲート操作が不必要な構造物である。これは自然調節形式による無操作を前提としております。3 点目が、管理の責任ということで、整備主体、施設管理者、その他関係者等で治水活用に伴う管理運用面で、その管理をしているところの責任の所在が明らかである。この 3 点でもって担保をとることが必要としております。

それについて検討しました結果、水田については、不確定な要素が多く、上記の 3 つの担保に該当しないということで、治水計画に位置づけしない、超過洪水対策として検討していきましょうという結果になりました。

さらに、先程池淵委員の方から話も出たかと思いますが、水田貯留につきましては、1 年を通してずっと貯留できるということではございません。時期によっては、6 月下旬ぐらいに田んぼを中干しする時期、あるいは稲刈り前に、落水といたしまして、田んぼをからにすることが必要な時期がございます。そのときには水田貯留ができないということで、先程の 3 つの担保がとれないという不確定要素が多いことと、稲刈り前や中干しの時期には流出抑制効果が期待できないということから、数値的な評価はできないというように整理されております。

これを提示した後、まだできるのではないかと、いや、できないとか、色々な議論がございまして、第 77 回運営委員会、これは基本方針を審議する最後の流域委員会の前の運営委員会でございますが、そのときに水田の位置づけといたしまして、今回の治水計画におけ

るピーク流量の配分数値には水田貯留については計上しないという考え方に合意するという事で、今の通りになっています。

この考え方をもとに、基本方針では付加的な流出抑制対策として推進していくことになって、それを受けて整備計画では、先程説明した通りの水田貯留の考え方で進めていくということにしております。

村岡委員から色々指摘がありました。学術的、技術的な課題につきましては、そういう課題もありますが、まずは集落ごとに水田貯留について理解をしていただいて、実際に水田貯留として取り組めるような環境的な整備が必要ではないかと考えているので、そちらの方が先決だと考えております。

長々となりましたが、過去の経緯をおさらいのつもりで説明させていただきました。

続きまして、中川委員からご意見がございました。今後の制度の仕組みについてでございますが、水田貯留につきましては、先程も申しました通り、付加的な流出抑制効果が確保されるように、今、モデル事業で住民の方々と実際の田んぼを使って実証実験などをしておりますが、その成果を啓発しながら取り組んでいくこととしているという考え方でございます。

実際、水田貯留につきましては、稲をつくるということは集落単位で取り組んでおられます。水田貯留を行うには、集落全体の協力が必要であると考えておまして、集落ごとに水田貯留についての説明や意見交換なんかを行って、住民の理解と協力を得ることが必要ということで、その点は先程の推進計画の中に書いてある通りなのですが、水田に我々の方が人為的に貯留を行うことを想定した場合、ご意見をいただいております。水田の雨水貯留による農業被害について対応可能な制度等の検討については、我々の方では、営農者に対して金銭の補償だけで解決するといった問題ではなく、他にも色々課題があるだろうと考えております。

例えば、先程申しましたが、水田貯留の必要性を集落として理解していただくということ。2点目、米をつくっているわけですが、米が被害に遭って、我々は食べていけないといけませんので、その被害が生じた米の代替補給をどのようにやっていくかということ。3点目、実際農家の方々がつくっている米が被害に遭うわけですから、作物被害に対する営農者への補償をどのように考えていくか。4点目、農家の方もそれなりに思いを持って米をつくっていらっしゃると思いますが、それに対して、そこに水をためて被害を生じさせようとするということで、農家の方々の意欲の低下というものが考えられます。その意欲

の低下についてどのように対応していくかというようなことが考えられます。これら課題の解決を考えるためには、もっと慎重な検討が必要ではないかと考えておりました。修文についてはまだ深く検討はできていないのですが、今後修文の可能性につきましては、関係している部局が農林の部局でございますので、農林の部局とも相談しながら、後日回答させていただきたいと考えております。

長々となりましたが、過去の経緯と今後の考え方について説明させていただきました。

中川委員 前段のおさらいのところは何もコメントありませんというか、それを割愛したくて戻った議論はしたくないというように申し上げたのですが、過ぎてしまった時間ですので、説明ご苦労さまでした。

後段のところなのですが、4点課題を整理していただきました。これは過去の委員会の中で整理済みですよ。そういう意味では、改めて出していただく必要はありませんでした。私は、それを踏まえた上で、なおこれを検討して欲しいということをお願いしているのです。戻った回答をいただいても意味がない。慎重な検討をしたいと、そんなことはわかっているのですよ。さんざん議論してきましたから。今のご回答では修文を一応検討していただけるということですので、その方向性に期待をしております。

ただ、あえて前向きに申し上げると、課題を認識されている。課題は共有しているのですよ。おそらく水田に関して言えば、農林部局の方でもそれはもう重々認識しているはずなのです。ワーキングのときに出てきていただいて、ご議論させていただいたときにも、完全にそれを共有しているわけなのです。そうはいうものの、色々な課題がある中で、実態としてはやっぱりたまるという部分があって、それとためるというところをどう考えるのだというところに踏み込んでいかないと、この流域の未来に向けた治水対策というのはないわけなのです。ですから、慎重に議論しないといけないということも十分わかっています。ただ、その方向性がないまま20年走るわけにはいかないでしょう。そこを申し上げているのです。

ですから、修文の書きぶりというのは、これから具体的に農林部局、相手のある話ですので、庁内で詰めていただきたいと思いますと思いますが、少なくとも方向性というものは、これだけ議論してきた積み重ねですから、きっちりと出していただきたいと思います。

それから、1つ誤解があるようですので、あえて申し上げておきますが、この修文案のところで、基金の創設等について検討するというのは、必ずしも水田の雨水貯留に対してかかっているだけではありません。先程言いましたように、学校、ため池等のいわゆる施

設整備での流域対策の費用負担の話というのも、大きな課題として県としては持っているわけですね。それは私も課題として認識していますので、そうした大きなフレームワークで、どう流域対策をこの流域で進めていくのかという、まさしく行政の仕組みをつくっていただきたいのですよ。その方向性を出していただきたいということです。出しているだけ修文に期待しておりますから、よろしくお願いいたします。

杉浦武庫川企画調整課副課長 私どもの説明で少し誤解があったと思いますので。修文の中で別に後ろ向きになっているわけではなくて、一番気にしていますのは、基金だけを前に出しますと、実は今農林でモデル事業を篠山と三田でやっていますが、前も説明した通り、なかなか理解が得られていないのが実態なのです。その中で、基金だけが表に出ますと、もともと基金の前に、なぜためなきゃいけないのか。皆さんが先程から流域でどう合意するのだと、そこがまだやっぱり乗り越えられていないのが実態なのです。ですから、いきなり基金などということで、基金だけ出ますと、何だ金の問題ではないよということになってしまうおそれもあるので、そこら辺は例えばもっと広く書くとか、どういう書き方をしていったら、誤解なくやることを書けるのかということをおある意味悩んでいるわけなのです。ですので、決して過去の議論に戻ろうとか思っているわけでもないですし、並べたというのは、基金だけの問題ではないということをおどう書くかと悩んでいるというようにご理解下さい。

もう一つ、過去のお話をさせていただきましたのは、落ち水があって、どうしても流量で見込めないというのは、過去に一度議論させていただいたので、もう一回見込んだらどうだという話が先程出ましたので、これはもう一度立ち返ってでもご確認いただいた方がいいかなと思って、中川委員のお気持ちはわかっていたのですが、質問として出ていましたので、お答えをさせていただいたところです。

松本委員長 少し休憩をしないとたないで休憩をしますが、水田の話に随分時間をかけましたが、何となくしんどくなっているのです。できない理由を並べるのが大変お上手なという感じがしているのですが、どうやってできるようにするか。先程の1時間ばかりの各委員からのご意見は、今から流量加算をすべきだという話が基本ではないということは、一人一人の話からきちんと受けとめてもらえればわかりだと思えます。それを今蒸し返す必要はないと思うのですが、先日公表されて今パブコメ中の例の国交省の治水対策のあり方に関する有識者会議の中間取りまとめの中にも、随所に流域対策が出てきています。水田についても、「水田等の保全は、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させた

りするという水田の機能を保全することである。治水計画は、一般的に水田を含む現況の土地利用のもとでの降雨が河川に流出することを前提として策定されており、現況の水田の保全そのものに下流の河道のピーク流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない」。それはその通りなのです。そんなことはわかっていますよ。しかし、「なお、治水上の機能を現状より向上させるためには、畦畔のかさ高さ、落水口の改造工事等のそれを継続的に維持し、降雨時に機能させていくための措置が必要になると考えられる。効果が発現する場所は水田等の下流であるが、内水対策として対策実施箇所付近に効果がある場合もある」。僕は、ここに書いてあるのは、これは有識者会議のまとめですが、現状はそれで、水田にそういう機能を持たすのは大変だということは、我々は提言書のまとめる段で嫌というほど議論をしてきています。だけど、そこにそういう治水機能を持たしたらどうか、持たせるための方策が色々あるのではないですかということを議論してきているのです。その対策を考えていくのが行政のありようではないのですか、そのことをおやりになったらいかがですかということを我々は提言してきたし、今期中でそれを数量的に表すことは難しいということは既に議論済みですが、その姿勢をこの2つの計画の中にもう少し具体的に盛り込めるのではないですかというのが各委員からの意見だと僕は思うのです。それを、もう済んだ議論のところ蒸し返して、難しい、難しいと並べられているのでは、修文の作業が進みづらいなという気がします、今これ以上やっても仕方がないので、とりあえずそういう意見が今日は出たのですよ、それを踏まえて修文をご検討下さいよということで、この話は一旦終わりたいのですが、よろしいですか。

では、そういう意見が今日は大筋としては出たのだよ。一部に数字を変えるべきというようにとらえられた部分があるかも知れませんが、それは本筋ではないですよということで、真摯にご検討いただきたいということで、ここで10分間休憩をします。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

水田の話は、そういうことで一旦打ち切って、他の流域対策についてのご意見を伺いますが、過去の議論の経緯を蒸し返すときには、字面だけで言われると変な誤解が生じる。先程の話の中でも、例えば流域対策は公的所有のものでなければいけないとかいうことは、県がそのようにおっしゃったことは事実なのですが、委員会としてそんなことは合意もしていない。それだったら流域対策もやめてしまえというようなことを荒っぽく言ったこと

もあります。少なくとも流域の協力を得て、官民どうやって流域対策を進めるかというところが基本であって、それを確実なという数値化をするときに、県の方が公的所有でなければいけないということを随分言われたことは明確に覚えています。そんなことに決して合意しているということではないのだ。その辺がごっちゃになった話をされると、一言二言また言わざるを得なくなるので、そんなことをしていたら時間がありませんのでもうやめますが、その辺はよくご留意願いたいと思います。

流域対策のそれ以外のところもかなり出ていますので、ご発言を求めます。

土谷委員 公園と学校貯留のことで意見を言いたいと思います。

基本方針の治水に関する資料の 10 ページをパワーポイントで出して下さい。

ここに表があるのですが、公園とか学校とかいうのは何平米以上でとか、公園は中に池がないものとか、効果が出るものを抽出した表をつくってあるのですが、これが基本方針に載っているからといって、これよりも小さな学校とか公園とかを、市民が貯留して欲しいという要望があったときにきちんと取り上げて欲しいと思うのです。だから、流域対策というのは、市民の意識の高い地域のものからやっていくのがいいと思いますので、この表に該当しないものでも、合意が得られるものはどんどんやっていくということを流域対策のところに一言書いておいてもらいたいと思います。

松本委員長 あれは何の表ですか。

土谷委員 公園とか学校とかを貯留施設にする場合に、広さが何平米以上とか……

松本委員長 基本方針ですか。

土谷委員 基本方針の治水に関する資料の 10 ページです。

松本委員長 それを整備計画のどこに入れるのですか。

土谷委員 整備計画の 51 ページに流域対策のところがあるのですが、「流域対策を行う学校、公園、ため池等は・・・」と書いてあるところに、基本方針の資料に書いてある該当施設に当たらないものも、市民の合意が得られれば貯留施設として活用するという趣旨の文をつけ加えていただきたいのです。

松本参事 あそこに書いてある条件というのは、流域委員会の提言の中にもあったのではないのでしょうか。私も少し記憶が薄れていますが、たしかああいった要件を踏まえて対象とする施設を抽出して、それらの効果をひっくるめて、提言の中で合計 111m³ / s となっていたというように私は記憶していますが。

奥西委員 今のことに限定して言えば、委員の側から小さいものは除外するべきだと主

張したことは一度もありません。県の方から、小さいものについてはデータがないので検討できませんという答えがあったと思います。

松本参事 そういったことも踏まえて、流域委員会の提言書にああいった要件を書かれたのではないのでしょうか。

松本委員長 あれは提言書に載せている表ですか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 それは基本方針の表です。提言書の表は別にあります。

松本委員長 今、提言書とか基本方針のところで、基本方針の資料に載せてあるものも、議論する中で一定の仕分けの上で作業を進める。カウントできるもの、あるいはカウントできなくても努力して進めるということも含めて、出しているのですね。それすら整備計画の中で記載が極めて不十分だという議論に大筋としてなっていると思うので、そのときに元々の仕分けした部分も広げた方がいいのではないかというところを議論するよりも、少なくとも挙げたところについては、数字が上がっていかなくても進めるようなところをもっと加筆すべきではないかというように進めていく方が今大事ではないのですかという議論はあるでしょうね。

先程県の方がしきりに、基本方針や提言書の中で一定のところでは線引きをしたでしょう。だから、線引きしているものをもう一遍拾い直せということをして今の段階で書くとなると、その議論をもう一遍やらないといけない。それよりも、線引きしたところでも極めて不十分だというのが各委員がこもごも出しておられることですから、そのところをやる方が先ではないかなという気もするのですが。

土谷委員 私の言いたいのは、その線引きをどうするかとかいう問題ではなくて、これは効果量の多いところを目安として出しているのですが、これからやっていったらもちろんいいのですが、流域対策というのは、市民がここをやって欲しいとか、かかわってくる部分があるので、小さい公園でもやって欲しいという声が上がったら、それを吸い上げて欲しい。だから、柔軟に対応して欲しいということだけのことです。

松本委員長 だから、欲しいというのは幾らでもいいのだが、要するにどういう計画を作ろうかということですから、全体的な計画の総合的なことをにらみながら、どこを優先的にこの事業は進めていくのか、20年間でやる事業、さらにそれ以降を進めるための調査検討をすべき事項とかいう形を出していこうとしていまして、それ以外に市民が言ったこともやりなさいというところに今重点を置いて議論をするということよりも、むしろ全体で合意できているところをこの中に盛り込む方が先ではないですかと申し上げているので

す。

そういう意味で、そこにもう一遍立ち戻った議論、必ず県の方はそう言いますよ、前のときに線を引いているのに、もう一遍そこに戻って議論するのですかという話になるから。

ということと違いますか。少し私の理解が違っていたら、他の委員、どなたか言って下さい。

佐々木委員 そういうお話をお聞きしていて、少し腑に落ちないところがあるのです。前に質問したような気もするのですが、甲武橋地点の効果量 $30\text{m}^3 / \text{s}$ というのは、学校、公園、ため池全部ひっくるめてという数値ですが、この内訳はどこかで提示されているのですか。

それと、この修文をするに当たって、効果的なところから順次進めるという優先順位も、たったこれだけしかしないのであれば、重要なところかと思しますので、そのあたりは追記していただきたいなと思います。

そういう意味でも、今土谷委員の言ったところは、たとえ面積は小さくてラインには入ってなくても、水害がよく起きるところで効果があるのであれば、そういうところではめ込んでくるという考え方もあるのかなとは思いますが。そういう意味も含めて、この $30\text{m}^3 / \text{s}$ の内訳というのを教えていただきたい。

土居武庫川企画調整課長 第 55 回流域委員会の資料 5 - 6 で、 $30\text{m}^3 / \text{s}$ の箇所数の内訳を書いています。

松本委員長 全部出ているはずですよ。

佐々木委員 失礼しました。

松本委員長 今の土谷委員の話、何をどのように表記したらいいと佐々木委員は言っているの。

佐々木委員 整備するに当たりまして、効果のあるところから優先的に進めていくべきだということの中に、それも含めようと思えば含まれる話になるのではないかと思います。

例えば流域対策ということで、住民の参画と協働といった意味でも、啓発というようなことを考えた場合に、流量としての効果ということ、危険地域としての効果ということと、それから地域での効果、啓発効果の効果ということも考えられるのかなと思うのです。色々な効果みたいなのところも含めた意味合いで一文入ってきたらいいのではないかと、土谷委員のところを修文に盛り込むとすれば、そういう書きぶりができるのかなとふと思いました。

松本委員長 今の話は、県の方、どこに何を書けと言っているのか、つかめていないと思います。要するに、流域対策については、記載されている部分が限定されているのですよ。推進計画の 6 ページだけです。これだけに集約されてしまっている。あと、データは資料編にあります。今数字をどうこうしようという話でなくても、修文の中で、総合治水、流域対策をやっていくのだという姿勢がこれで伝わるのかというところが、先程水田のところに出てきたのでしょうか。同じような部分を水田以外のところでどう表現すべきなのかというところを出さないと、少しわかりづらいのではないですか。

土谷委員 では、修文意見書を提出します。

松本委員長 あと、ため池、防災調整池、中川委員の意見書では減災対策の枠組みの中で防災調整池の取り扱いというのが入っているでしょう。これはまた別。

中川委員 私の意見書で出した認識としては、減災対策という位置づけの意見のつもりでありますので。

松本委員長 流域対策ではなくて。

中川委員 流域対策に載るものなら載って欲しいとは思いますが、今までのご説明を伺っていて、減災対策かなということです。

松本委員長 ため池の分はいいのですか。

中川委員 これは修文を求めておりません。実施段階でのリクエストですので。実施は農林部局の方の老朽ため池の事業の範囲に入ってくるかと思しますので、よく引き継ぎをお願いします。今日お見えになっているかと思えます。実際、現場ではかなり深刻な問題として、ため池の自然環境という観点では非常に大きな問題になっていることは間違いありませんので、ぜひその認識を持って、老朽ため池の改修事業に当たっていただきたい。具体的な細かいことは色々なところで提示されていますので、あえて重複しません。色々なところで色々な方が指摘いただいていますので、ぜひそういう環境方面の情報をしっかり押さえて、治水のためだけではなくて、治水と環境を踏まえた整備をしていただきたいということをお願いします。

松本委員長 そうすると、あとの流域対策の個々のところ、あるいは全体的な流域対策の流量に関しても幾つかの意見がありましたが、そのあたりについては、あえて論点としてはよろしいですね。

佐々木委員 先程の防災調整池のところ、私は修文の意見のところを出してはいたのですが、県の中で流域各市、最近温度差が出てきている。防災調整池が廃止になった場合に

どうするのだという問題で、西宮市なんかはそのまま調整池として使うということを出されたりとかいうお話もございましたが、7市全部の足並みがそろっていないという課題があります。課題のところにはそのあたりを載せていただいて、今後、県がもう少しステップアップして、防災調整池の役目が終了した後も調整池として残していくということをシフトアップしていくべきだと思いますので、そのあたりについても少し議論していただければありがたいなと思います。

松本委員長 議論を……

佐々木委員 とりたててしなくてもいいですが、修文として載せていただきたい。

中川委員 その件を意見書で、意見で出していますので、後ほど減災対策のところでは話します。

松本委員長 今の意見に関しては、中川委員が減災のところを出しているというところですから、そこでもう一度議論します。他、よろしいですか。

そうしましたら、流域対策につきましては、流域対策の位置づけは総合治水の中で極めて重要だという議論が今日前段で出ていまして、その部分を含めて、個別の対策では水田のところでもっと積極的な姿勢を見せる必要があるのではないかとということでもごも意見が出ました。これはさらに具体的にどのような加筆をしていくのかということを変更して出していくということにして、流域対策は論点として、一旦これで終わらせてもらってよろしいですか。

では、そのようにさせてもらいます。流域対策全体についての推進の位置づけを強調するというのと、水田のところについてはもう少し具体の記述が要ということでおかせさせていただきます。

引き続き減災対策に移ります。減災対策についてご意見を求めます。

中川委員 続けての発言で大変恐縮でございますが、減災対策は非常に力を入れてきたテーマでございますので、簡潔に意見を申し上げたいと思いますので、もうしばらくおつき合い下さい。

本日の意見書の方で、減災対策は全部まとめて出させてさせていただいております。既に2月の時点で重要なところについては全て出し切っております。今回新たに出したのは1点だけです。2月に出したものに対して、県から1次回答をいただいておりますので、それに対して私からのお返事ということで出させてさせていただいておりますので、そういう位置づけです。読んでわかっていただけるように、審議の時間を省略するために、かなり丁寧に意見書の

方は書かせていただいていますので、ポイントだけ申し上げます。

7 ページの減災対策の 2 . 1 防災調整池の取り扱い、先程防災調整池が出ましたが、県のご回答は私は全く不満でございます。理由はそこに書いた通りです。この流域で過去にやってきたことの再発防止がこの原案ではできません。必ず書き込んで下さい。どのように書き込むかというのは、この委員会で減災対策検討会も含めて 4 回も提案しております。具体はあえて提示しませんので、過去の議論から拾って、しかるべき形で入れて下さい。防災調整池はそういうことです。

2 . 2 土地利用規制の誘導の明記ですが、これは以前の審議の中でも少し前出しさせていただきましたが、5 月 27 日の意見書で詳細を既に出しております。ポイントは、開発と水害リスクのトレードオフ関係を、この書いた箇所、原案 52 ページ、推進計画 9 ページのところに文言として記載していただきたいということ。それから、土地利用の規制誘導という単語をきっちり入れていただきたいということです。下から 2 行目のところに書きましたように、最低限河川管理者の責務として求められているのは、土地利用の規制誘導なしに流域での安全性を確保することはできないということを河川管理者が言わなければいけないのです。嫌なことですが、これは河川管理者の責務です。これを何遍も議論してきました。

その他の参考情報は書いた通りです。

流域の各市も毎回お見えでいらっしゃるのですが、8 ページの【提案】と書きましたところは、河川管理者への提案というよりは、むしろ今度協議会の構成になっていただける流域各市に向けた情報提供という意味も含めて、提案という形で書かせていただいておりますので、ぜひ各市の開発担当の方におかれては、この流域での減災社会の構築に主体的、積極的に努めていかれるよう強く希望いたしております。

(2) は、読んでいただいたらわかる通りですので割愛します。

2 . 3 は、土地利用の規制誘導と関連することなのですが、県の役割をはっきり書いていただきたいということです。ここは少し丁寧に申し上げたいと思うのですが、これは減災対策検討会の中でも議論したことではあるのですが、兵庫県という顔を見たときに、一番下のパラグラフに書きましたように、河川管理者としての兵庫県という役割がまず 1 つありますね。もう 1 つ、基礎自治体の上に位置づく、大分地方分権が進んできましたので、対等の関係にはなっているのですが、そうはいつでも各基礎自治体の上に位置づく県という役割、兵庫県といったときに、私は 2 つの役割があるというように整理しております。

もちろん、土地利用の規制、つまり都市開発の権限というのは第一義的に各基礎自治体がお持ちでいらっしゃると思いますので、各基礎自治体がどのように自分の市を運営していくかというのは、各基礎自治体の権限なのですね。ただ、そこに対して、兵庫県はこの2つの役割でもってどうかかわっていくのですかというところがあるのです。そのところが余り整理し切れていないのではないかな。これは減災対策のところでも議論したのですが、方向としては、ここに書きましたように、地方分権が進んでいきますので、恐らく相対的に河川管理者としての兵庫県という役割の方が強くなっていくのではないのかなと思われるのです。少なくとも今の法制度のスキームで動く限りはですよ。法制度が変わればわからないですが。

そうすると、河川管理者としての役割は何なのだろうということを考えていくと、先程少し言いましたように、例えば流域管理というところでリスクをきちっと発信していくとか、そういうところになってくるのだろうと思うのです。

この2・3で言いたかったことは、2つの役割がありますよということはきちっと認識していただきたいですし、それぞれの役割で、兵庫県として何の役割を果たすか。ポジションとしては、私はやはり指導的な役割になるだろうと思うのです。そのところをもう少ししっかり整理をして、原案の中に反映していただきたい。

実は、河川管理者の責務として何があるのだというときに、次の2・4です、減災対策における情報提供の留意というところにつながってきます。つまり、河川管理者として何を情報発信していかなければいけないのかというところ。これは、先に提出致しました堤防強化に関する意見書の1・2の項、越水対策で求めた修文と対になっておりますので、それを踏まえた上でご理解いただければというように思っています。

結局のところ、(1)(2)と書いているのですが、内容的には読んでいただいたらいいのですが、11ページの真ん中のところ、河川計画上既知の情報、つまりここは水が来ますよ、大雨が降ったらあふれるのですよ、この道路はつかるといっているのはわかっているのです。一番それをよく知っているのは河川管理者である兵庫県なのです。全ての情報を持っていますから。その情報をきちっと発信する責務は誰にあるのだといたら、これは河川管理者たる兵庫県なのです。

ですから、この情報を何よりも誰よりもきちっと発信していただかないといけないのが河川管理者の責務で、これは一番嫌がれる話なのですね。水つかるで、ここは水来るといっては、普通の住民にとっては聞きたくない話です。基礎自治体の方にとっても、そ

んなことを言われたくない、聞きたくないですよ。うちとこの市、ここ水つかるとかというのは、聞きたくない情報、ネガティブ情報なのですね。でも、それをあえて言わないといけない責務を担っているのは誰かということ、河川管理者です。これは総合行政としての兵庫県ではなくて、河川管理者としての兵庫県の責務です。

ですので、先程言いましたように、相対的にこの後地方分権が進んできて、市との関係が対等になってくればなってくるほど、私は河川管理者としての兵庫県の責務が上がってくるだろう。そのときに兵庫県は最低限何を言わなくてはいけないのだといったら、ここにゴシックにしました。大雨のときにはここは水が流れるよ、ここはあふれるよということをしつこくしっかり情報発信していただくことが何よりもの責務です。堤防が切れたときに工事事務所の責任者の首が飛ぶなんて、住民にとってはどうでもいいことなのです。申し訳ないですが、責任のとり方ってそんなことではないのですよ。責任をとるというのは嫌がれることでもしつこく言っていただくこと、それが責任のとり方だと思っています。

1つ、ここに書き切れなかったことを言葉を足しておきます。以前の委員会でも申し上げたのですが、言いつ放しではなくて、つまりここにこんなリスクがありますよということを言われるだけだと、わかりました、それならどうしたらいいのですかというようにとまってしまうのです。基礎自治体なり住民なりにリスク情報を提示するときに、言いつ放しではなくて、だからどうしたらいいのだということころまでは引導を渡していただきたい。そうすると、例えば今日もお見えですが、各基礎自治体のご担当者の方で、だからこういう地域デザインをしたらいいのだなというようにつながっていくわけですね。そのところの橋渡しまでは、河川管理者の責務としてやっていただきたい。

そのリスク情報を受け取って、地域経営をどうするのだというのは各基礎自治体の方が一生懸命考えていただくことだと私は思っていますので、そのところを、変に溝をつくって線を引くのではなくて、シームレスに手をつなげるような情報発信の仕方をしていただきたい。これは住民に対しても同じです。

2.5は、修文を求めていますので、お読みいただいて、しかるべく反映していただければと思います。

今の申し上げた2.3と2.4のところは、まだよくわからないということであれば、後でまた意見交換をしたいと思います。

それから、2.6のところは、2月の時点で私もうっかり気づいておりませんで、今ごろの後出しで恐縮でございますが、以前この委員会でも報告がありました「ひょうご治山・

治水防災実施計画」というものが既につくられております。これは兵庫県独自の取り組みで、内容的には私は評価させていただいておりますが、残念ながら 10 年の時限計画なので、ここにも書きましたように、減災という点でいえば、整備計画、推進計画、そしてひょうご治山・治水防災実施計画の 3 点を 1 つにした形で武庫川流域でやっていかないと、減災にたどり着かないなというのが私の実感です。

そういうように見たときに、この 3 つの計画が今一つきれいに整理できていない。おまけに原案にも記載がございませんので、このあたりをまず最低限記載する。その上でこの 3 つの計画の関係を整理する。ここにも書きましたように、この実施計画は 10 年で終わってしまいまして、平成 27 年には終わっちゃうのですね。その後というのが見えませんので、そのあたりも整理をして書いていただければというように思います。

2.7 は、修文を求める項目ではありませんが、あえて申し上げます。まだ委員会は終わったわけではないのですが、今までの 6 年少しの委員会の中で、計画をつくるにしろ、河川整備を進めていくにしろ、行政職員の方の視野の広さと見識の深さ、技術力、資質に依存する部分が非常に大きいなということを痛感しています。お一人お一人それぞれ頑張っているのだと思うのですが、お一人お一人の努力に依存するだけではなくて、やはり兵庫県政として組織を挙げて、こうした技術力、見識を広げていくことに取り組んでいただきたいと思います。

私は民間企業におりますので、民間企業でどういうことをしているのかという具体例を幾つか挙げておきましたので、こんなところも手がかりに、組織的に研鑽を進めていただければなという思いでございます。

細かい修文は見ていただいた通りです。

あと、地球温暖化に関しては、そのときにまた審議にのせていただきたらと思います。

以上でございます。長くなりました。失礼いたします。

松本委員長 関連して、他にございますか。

なければ、今の指摘に対して、まず県の方で意見をお願いします。

杉浦武庫川企画調整課副課長 修文の具体的な提案をいただいております。いただいた意見に対しまして、どういった修文ができるかということは今検討中でございますので、修文の中でお答えさせていただきたいと思います。

ただ 1 点、修文を検討する中で、2.3 のご意見の中で、県が主体的に果たすべき役割において変化が生じていく可能性というお話があって、河川管理者としての県の役割が強

くなって、もう 1 つの各市の上に位置づく県の役割が弱くなっていく。そのことを役割において変化が生じるという意味でおっしゃっているのでしょうか。その確認をさせていただきたいと思います。

中川委員 そのことです。そこが多分意味が通じにくかったかなと思いましたので、先程発言の中で言葉を足させていただいたということです。

土居武庫川企画調整課長 同じように、少しお聞きしたいことがございます。中川委員からの意見書で、2.3 に滋賀県の例が出ていまして、これはリスクを地先評価にしまして、それでもって土地利用規制まで結びつけていこうということなのですが、こういったことを本来県がやっておいて、これをベースにして、減災対策を具体的に展開していく。そういう役割があるのではないかということの例として挙げられているという理解でいいのでしょうか。

中川委員 理想的にはそうです。ただ、ここにも書きました通り、こちらの委員会はこちらの委員会で、滋賀は滋賀、兵庫は兵庫でそれぞれ違いがございます。ずっとたどってきたプロセスの中で、今回県が提案されているのは、県と流域各市とで協議会を設けて、その中で要するに氾濫原管理をやっていきたいと思いますというスキームをとろうとしているわけですね。それについては、私もこの流域では妥当だろうと思っております。

ただ、理想的に言えば、提言のところでまとめられなかったのは、私個人的にはすごく悔しいのですが、何がしかの根拠法、つまり条例を持った形で土地利用の規制ができるような形に本当は持っていきたかった。私の個人的な思いで言えば、持っていきたかったです。時代的な背景もあって、多分滋賀県は今だからこれが出てきているのだろうと思うのです。ただ、武庫川には武庫川のプロセスもありますので、将来的な一つの、要するに滋賀県も立場は一緒なわけです。滋賀県として何ができるかということを経験した結論が、委員会からの提言ですが、こういう形で出ている。では、同じようなポジションとして、兵庫県はこの武庫川流域 100 万人を抱える中で何ができるのかということは、これを色々な意味でお手本にして、今後考えていただきたいなということです。ある部分は使えるかもしれないし、ある部分は違うかもしれない。それは当然だと思っています。そういう位置づけで、ぜひ目を通していただきたい。もちろんご存じだと思いますが、あえて紹介させていただきました。

杉浦武庫川流域調整課副課長 もう 1 点、2.2 の開発と水害リスクのトレードオフ関係の明記のお話なのですが、中川委員も恐らくご存じだと思うのですが、原案の 19 ページ

のところ、市街化の進展に伴う流域の保水・貯留機能の低下、それから低平地の人口集中、気候変動による集中豪雨多発によって洪水被害の危険性が增大しているという記述をしていて、その中に市街化の進展に伴う流域の保水機能の低下を洪水被害の危険性の増大の一要因として挙げているわけなのですが、それを再度 52 ページの方に記載してはどうかというご趣旨なのでしょうか。それとも、そういった内容ではなくて、少し違う趣旨でおっしゃっているのでしょうか。

中川委員 前者の方です。繰り返しになることは承知の上なのですが、リスクの話で、土地利用の話も田村委員とも何回か前の委員会でした。結局、基礎自治体がどれだけ頑張ってくれるかというところに最終的にはかかってくるのですね。そういう意味では、河川管理者ができることは限られてしまうわけで、その認識、つまり開発すると水害リスクは反射的に上がっていくのだということをやっぴり何遍でも言っていたかいないといけな。それがさっき言った河川管理者の責務ということです。重複することはわかっていますが、52 ページ、それから推進計画の 9 ページのところにもう一度書いていただきたいというのが、私のここに書いた意味です。

松本委員長 他の委員からもございますか。

中川委員からかなり整理して具体の修文の要求が出されていますが、先程の滋賀のケースも、この委員会が発足して提言書をまとめた時点では、滋賀の方もその辺の具体案を持ってなくて、ある意味では武庫川における取り組みを参考にしながら独自の流域の政策を打ち出して、注目されているのですね。そういう文章を読むと、そこに一種の意気込みを感じられるのです。ところが、今の原案の中で、例えば減災対策を読んで、減災対策では、法定計画の中では 1 ページ、推進計画の中では 2 ページ書かれているのですが、全体としてこれに大きなウエートを置くのだという意気込みを感じられない。このところが何とも言えない思いなのです。しかも、かなり時間をかけてやってきた減災対策の検討会は、最後に別添の参考資料としてつけておられるだけにとどまっている。この減災対策の検討会の参考資料というのは、ここに至る過程で、どんでん返しのような議論をやって、ようやくここにたどり着いているわけです。だけど、ここで書かれているトーンが、本当に推進計画並びに本計画の中の減災対策に出ているのかということ、おざなりに書いてあるにすぎない。具体のところで言うと、中川委員の指摘の 1 つ 1 つもそれにかかわってくる話かと私は思っているのですが、読んでいても意気込みを感じられないのはなぜなのかというところはそこにあるのかなというように思うのです。

先程の流域対策も一緒ですが、そのこのところを長時間エネルギーを費やしてきた議論の意気込みがきちんと反映されるような加筆を考えてもらえないですか。具体的にはまた加筆案を出していかなければいけないと思いますが、1つは、中川委員から出されたものであり、全体としてももう少しあるかもわかりませんが、そういう隔靴搔痒の思いがあるのではないかと思います、言い過ぎですか。

土居武庫川企画調整課長 推進計画、整備計画も含めて、何か意気込みが感じられないとお感じになるのは、委員長の感覚なので、私はどうのこうの申し上げませんが、つくった方としましては、総合治水を武庫川でやるということで、今までの川だけではなくて流域全体で考えるために、流域対策、減災対策を加えて、しかも組織的にやろうという意気込みは十分持ってつくったつもりであります。

ただ、表現ができていないと言われると、その辺はまた修文の中でご意見をいただければと思っております。

奥西委員 今の件について、少しだけ具体的に議論したいと思うのですが、今のトレードオフの問題については書いてあるということで、書いてあることは事実だと思うのですが、ざっと見た限り、水害リスクを増大させるような行為があるということは書いてあるのだが、それに対する対策としては、ここに書いてあることは、流域全体に拡散していて、中川委員の提案にあるような河川管理者は水害リスクをふやしている当事者に対してどういう働きかけをするのかということが全く書いてないように思うのですが、それによろしいかということをお聞きしたいと思います。

松本委員長 抽象的なやりとりになりましたので、中川委員が具体の修文を求められているのと同じように、どこをどう補強したらいいのか、気持ちは一緒なのだが、表現の仕方が違うのかもわからないということでしたら、表現の仕方のところで、今後具体の修文で議論をしていくということにしたいと思います。

ということで、減災対策を一旦終わってよろしいですか。

土谷委員 洪水のときだけではなくて、渇水時も被害を受ける人が出るということで、前回 63 回の流域委員会で、人工透析をしている人とか、そういう弱者が出るという話が出たと思います。それで、渇水時にそういうことにどういように対応するかというのを各市でマニュアルをつくっておく必要があると思うのです。そういうのがあれば、既存ダムを治水活用するときにも役に立つと思うのですが。

松本委員長 ここで言う減災対策の中に渇水対策が入るというのは、焦点がややこしい

のではないですか。この委員会で湧水対策の議論があったのは、利水ダムの活用のところで、空振りになったらどうするのだというところから、湧水対策みたいな話で、代替水源どうのこうのという話になったわけで、むしろ利水のところで、そういうところに触れる必要があれば触れるということで、減災のところでそれを一緒に入れるというのはいかがなものかという感じがするのですが。

池淵委員 減災対策で、情報提供への留意、もっときめ細かいリスク評価とかインデックスが工夫されたりして色々提示されるようになってきているのですが、発信側と受け手側で、受け手側の地域防災力というのですか、そういうものをもっと高める持っていきよの内容もセットで必要ではないかな。最近、多元的な情報、周知するための早目の内容等がだんだんきめ細かくなって出ていく。その受け手側の知恵とか、受け手側の力というか、そういうものも、どういう形をすればあわせてスムーズになっていくかという視点にも触れないと、色々な形でじゃんじゃんするのだが、受け手の方としては、どれがどういう時期にどういう形で大事なのかとか、そういう整理も含めて、それを受け取らない、あるいは受け取る形での行動に結びつく地域としての力というか、そういうものをこの地域でもあり得る話として、働きかけも含めて、今よりも高める形のもをセットとして書き加える姿勢も大事ではないかなというように思ったりするのですが。

情報提供については、どこでもだんだんきめ細かくなるし、わかりやすい形もあるのですが、それを周知したり、特に減災対策の場合は、情報というものが非常に大事な行為でもあるので、それを出す方と受ける側の姿勢ももっとただす形での高め方を施策として入れるような内容も必要ではないかなという気はしております。

松本委員長 それは池淵委員の意見書で前に出してもらっている中に何カ所かご指摘がありますが、それに対しては、今後具体的に考える中で参考にするという答えになっていますが、もう少し補強する形で入れていくべきだというご意見でよろしいですか。

池淵委員 はい。

中川委員 今池淵委員ご指摘になった点は私も全く同感でございます。そのことも減災対策検討会の中でも少しは議論をさせていただいたかと思えます。そういう意味で、先程発言を省略したのですが、2.4の(1)のところは、実はそういったところを、今池淵委員がまさにご提案になったような情報を出す側の自己満足になっていないかというのが非常に大きな課題なのです。受け手にどういう情報をどういうように出していくのがいいのかということは、結局減災対策検討会でも議論しきれていない。それは今後議論してい

く課題だという形で認識された状態で残っています。では、それをどこで議論していくのかということは少なくともはっきりさせていただきたい。そうすると、池淵委員の何度かご指摘いただいているご意見に対して少しは具体的に原案に盛り込まれていくのかなというように感じましたので、そういうようなあたりでいかがかと思っております。

松本委員長 具体的な補強の仕方については、今ご提案された中身と同時に、具体の修文の中でもう少し考えようということによろしいですか。

今少し気がつきましたが、先程の湧水の話も含めて、前に村岡委員から危機管理に関する意見書がございましたが、現時点ではもうよろしいですか。

村岡委員 はい。

松本委員長 では、他にないようでしたら、減災対策の項目については、先程から出されている基本的な位置づけ、県の役割の明確化、建築の規制にかかわる問題、情報のことも含めて、加筆の必要性があるということで、一旦おきたいと思えます。

時間が迫ってきましたが、あと、環境の話、全部は無理でしょうが、少し入っておきたいと思えます。環境問題については、かなり多岐にわたっていますが、持ち越しになっている潮止堰の議論、潮止堰の撤去にかかわる問題と試験転倒すべきでないかという意見があったのに対して、県の方からその必要性がわからないというところで立ち往生しているのですが、これについて、今日の資料の中に幾つかの論点を整理したものが入っております。県の方でせんだっての運営委員会に対して5点ぐらいに論点整理したものを出されたのを、3つに集約、再整理をしたものが資料7でございます。これに従って議論をしていくべきではないかというところで、一応運営委員会では了解をしたということをご報告しました。資料7につきまして、既にペーパーで出ていますので詳しくは申しませんが、試験転倒とそれ以外の潮止堰に関する問題が錯綜していたというところで整理したわけです。1つは、試験転倒の目的は一体何なのか、その目的に従って、それが必要なのかどうかというところが論点になっている。2つ目は、潮止堰の撤去に伴う生物環境への影響等も検討する必要があるのではないかとしたことでした。3つ目は、地球温暖化に伴う海面水位の上昇への対応についてどうしていくのかというところの議論も少しかかわっているのではないかと。これは必ずしも潮止堰のみでなく、武庫川の河川環境の変化にどう対応していくかということにかかわる議論ですが、この辺の整理を一応しましたので、これに基づいて持ち越している議論をここで先にいただいて、次への課題として整理をしておくというような取り上げ方をしたいのですが、いかがですか。県の方から、この論点整理を補

足することはよろしいですね。

土居武庫川企画調整課長 論点の整理については、運営委員会でお話をして決めたことなので、特別補足することはございません。

松本委員長 では、文章になっていますので、詳細を読み上げることは省略します。

県の方からしきりに求められているのは、論点 1 の潮止堰の試験転倒について、その目的は一体何かということです。整理すれば、地下水のシミュレーションの精度向上とかアユの遡上等にかかわることだろうということですが、わからないということで、目的をもう一遍聞かせてくれという話ですから、佐々木委員、きちんと説明をしていただけますか。

佐々木委員 そうでしたら、パワーポイントで。

この間のときも、吉栖さんからもお話をお聞きして、川谷委員からも色々お聞きしまして、必要性、是非については、クリアできるのであれば、必ずしも必要ではないのかなというように思っているのですが、目的がわからないということでしたので、当初考えたときの目的について、4 点、県の方で整理していただきましたので、これに至ったところについて説明させていただきます。

まず 1 番目の井戸補償見積もり精度向上というところですが、県の資料の中で、塩水遡上計算結果というのは、大潮のときの満潮時と干潮、上げ潮、下げ潮のときの塩分濃度です。上の方は潮止堰上流側の塩分濃度の表が書かれていまして、その中で観測値と計算値とが同等もしくは低目という結果が出ています。このデータの出方は、潮止堰がきちんと機能しているという結果からこういうようになったのだと思います。

一方、干潮、上げ潮、下げ潮の方は堰の下流側にもきいてきますので、下流側の 2.5km 付近の塩分濃度の表が出ています。これを見ますと、計算値は全て観測値よりも低いという形で、これは多分堰直下にある影響であるのかなとは思っていますが、これについてははっきりとわからないので、不明だということです。

しかし、こういうような形で実測値の塩分濃度が計算値よりも高く出るということはやはり問題ではないかというところで、実質より低い補償見積もりの算定になるのではないかと当初思いました。そこで、堰の試験転倒によって、堰撤去後も計算値より高い実測値が本当に出るのかどうかということが検証できるのではないかと考えていました。

ただ、そういうことよりは、住民参加の試験転倒ということを試みることによって、住民にどのような結果が出るのだということを含めて実証済みの潮止堰撤去計画というものにこぎ着けるのではないかと。試験転倒ということで、こういうような計算値等の検証

をすることによって、納得できる近隣説明ができるのではないかと、合意形成ができるのではないかとということをございます。

次に、地下水の塩分濃度の計算値との比較というところですが、これは潮止堰の下流側に限定しています。塩分の混入の実測が可能ということで、こういうようになっているのですが、表を見ていただきますと、標高が高いほど計算値と実測値の誤差が大きい傾向にあるというデータになっています。その原因の 1 つとしまして、過去の海岸線の形状による。河口部の海岸線がもう少し後退していた。もしくは、甲川とか枝川とか甲子園の方では非常に大きな値が出ていますが、あそこはかつて潮があったので当然なのですが、そういうようなことも原因の 1 つに入っているのではないかと考えられます。

しかし、実測値の塩分濃度が計算値より大きいというのはやはり問題であって、先程と同じように実質より低い補償見積もり算定になるのではないかと。そこで、同じように堰の試験転倒を行い、堰から 1 号床止までの井戸についても計算値と実測値の検証が可能になるということと、こういうことよりは、先程と同じように住民参加の試験転倒、各家庭にある井戸、もしくは企業にある井戸なんかで一緒に検証することによって、潮止堰撤去計画に向けて納得のいく住民説明、合意形成に導けるのではないかとということです。

2 番目の鳴尾浄水場への影響予測ということですが、試験転倒をしたからといって、かなり上流の 3 号床止の手前ですので、直接的な影響はほとんどないと考えられます。しかし、潮止堰の 1 号と 2 号を撤去すると、2 号と 3 号の間あたりまで汽水域が浸入してくるという報告がございまして、3 号の床止より下流に位置している深井戸と浅井戸、両方浄水場にはございしますが、そこに頼っている鳴尾浄水場は一体どうなるのかということをお考えしました結果、前提条件を整理しますと、右岸の地下水位のコンターを見ますと、床止工を介してうまく右岸と左岸がつながりまして、潮止堰から 3 号床止まできれいな形でコンターが並んでおります。そんなにばらつきもない地質であるように見受けたのですが、さらに鳴尾浄水場は蛇行する河川の内側であって、なおかつ 3 号床止の下流側ですので、1 号のところを比較してみますと同じような形状をしておりまして、3 号床止のところと 1 号床止の下流のところと類似するような条件下にあるということがわかります。

そこで、1 号床止を 3 号床止に見立てて、類似ポイントに試験井戸を掘削して、試験転倒しまして、地下水位の変化と塩水混入のメカニズムを検証するということです。また、下流で蛇行しているという様相の河川であり、しかも花崗岩によるさらさらの砂質の天井川であるという特質を持つ武庫川での潮止堰の床止工撤去のシミュレーションにつながる

のではないかとということです。

3 番目、床止工撤去の影響予測ということで、試験転倒によって何ができるのかというところで、1 つ目が 1 号床止までの既存井戸と新設掘削による試験井戸で、地下水位と塩分濃度の実測データをとって、どのように変化するのかということが検証できるということ、2 つ目は、計算値と比較しますと、地球温暖化等も含めて、2 号、3 号床止のふさわしいスタイルというものが出てくるのかなというところで、技術的な研究もできるのではないかと。そういったことから、下流築堤区間における河道計画として、床止工を潮止から 1 号、2 号と一度に 3 つも取るということですので、影響予測から理想的な河道計画づくりというところに持って行っていただきたい。

それで、試験転倒を行うにはどのようなことになるのか、これは川谷委員からこの間お聞きしたのですが、1 週間で 50m しか地下水へ塩水が遡上していかないということで、それから計算しますと、潮止から 1 号まで約 1 km あるのですが、その遡上に約 20 週間要する。大体 4.6 カ月なのですが、実際に潮止堰を撤去するというのは半年以上先の話になるのではないかとということを考えると、可能ではないかと思われまます。

最後に、周辺池に生息する生物への影響把握ということで、これは環境にかかわってるところですが、潮止から 1 号床止までの間にはセンタープール等も含めて大小 3 つぐらいの遊水的な池があるように思われますが、そこでの生態系に及ぼす影響調査。短期間で一体何ができるのだとおっしゃるかもわからないのですが、例えば先程の 4.6 カ月から発生して上ってきた潮、4.6 カ月からさらに 1 カ月以上というところを考えまして、約 6 カ月の試験転倒で、少しは生態調査ができるのではないかと。私は環境が専門でないのでよくわかりませんが、戦略的環境アセスといったところの可能性も別途考えられる余地があるのではないかと思います。

次に、矢印があるところでは、この間委員会のときに、あるいは運営委員会だったかもわからないのですが、吉栖さんが補償費が 2 回発生するというようなことに対してそういうことはあり得ないということをおっしゃっていたのですが、着工の 6 カ月前から発生するという考え方でいきますと、本格的な補償費が撤去後に確定するわけですが、二度発生するのではなくて、半年延長するという考え方と試験ということで別途事業という考え方で 2 種類出てきますが、そんなに大きなことではないのではないかとと思われまます。

次に、武庫川企画調整課への質疑ということで、鳴尾浄水場は、調査のものを見ますと、訪問調査範囲ということではなくてアンケート調査の範囲に含まれていました。ヒアリン

グ調査というのは一切実施されないもとで、ああいった計算等をされていたのかどうかというところが少し気になりましたので、質問させていただきます。

初めに考えていたところですので、話が少し変わってきている部分もあるかもわからないのですが、以上です。

松本委員長 そのように目的について整理されましたが、県の方から……。

杉浦武庫川企画調整課副課長 佐々木委員の先程のパワーポイント資料は、委員会の直前に私どもの方に渡されたものなので、中身について、どういった趣旨なのかというのがわからないところがあるのですが、以前からお話をいただいていたところでご説明を申し上げたいと思います。

佐々木委員のお話で特徴的だなと思って聞いておりますのは、試験転倒をやってみたらどうなのだということですが、試験転倒をやったら塩水が上流に上るわけですし、上流にたまっていた水もたまらなくなるわけですから、水位が下がる。つまり、井戸への影響が出る可能性があるわけなのです。補償が始まりつつある状況ですが、それは余り意識せずに、やってみて、ごめんなさいというような感じのご意見に見えるのですね。

佐々木委員 最後のところで説明させていただいたと思いますが、試験転倒のところから補償が発生する部分が、撤去のところから6カ月ほど長くなるということを上げたいつもりだったので。

杉浦武庫川企画調整課副課長 なぜそう申し上げたかといいますと、一番最初の のところで、住民参加の試験転倒というのがありまして、試験転倒をやってみて、住民の方に納得していただいているかどうかというご意見があったのですが、試験転倒をしたら、井戸の水位が下がって塩水化が発生しますよね。現場でもう出ちゃっていますよね。それで納得できるということになるのですか。井戸がかれたりするのは、もう試験ではないのですよね。そこでもう損失が発生していますよね。

そういう意味で、試験転倒とはいえ、水位が下がったり塩水化するのであれば、きちんと補償の準備をして、補償の準備をするというのは、何も発生したのを事後で調べればいいのではなくて、事前に持ち主さんの井戸の塩水がどれぐらいの濃度になっているのか、確かに真水ですね、水位もここまでありますねということ調べて、河川の工事をやった後にもう一度井戸を見て、水位が下がっているとか塩水化したとか、河川工事が原因で井戸が具合悪くなりましたねといったときに補償する。こういう仕組みになっているわけです。ですから、試験転倒する場合でも、手続として事前に調査も必要ですし、補償が出ま

すよということも話をした上でのお話となるわけなのです。

ですから、住民参加の試験転倒をすれば納得できるのではないかという理屈は私は違うのだと思います。結果的に起こってしまった後に、試験だから、起こってまたすぐ回復するから許して下さいではなくて、その時点で納得するも何も起こってしまっているのですよ。そこをわかっていただきたいのです。だから、試験転倒をやってみて、発生したらごめんではなくて、河川工事でこういったことが起こるかもしれません、その場合には、申し訳ないですが、補償させていただけないかというお話をまずして、そこを納得いただいてから、河川工事をやって、事後の調査をやっていくという流れになるはずなのです。試験転倒をすれば、住民の方が納得するかどうかというのは、そこが違うと思います。

そもそも私どもが今回シミュレーションをなぜやったのかというのは、井戸個々の補償のためにやっているのではないのです。井戸個々の水位がどれだけ下がるかということを探るためにやっているのではないのです。地下水のシミュレーションというのを広い範囲でやったのは、河川改修によって地下水に対してどれくらい影響を及ぼすのだと、その範囲を概略予想するためにマクロ的な視点でやった検討なのです。実際それでどの範囲まで影響が及ぶのかということを探るためにやったシミュレーションなのです。

個々の井戸が実際に河川工事をしたときにどうなるかというのは、確かにシミュレーションの中で概略これくらいかなという予測は出ているのですが、実際にどれくらいになるのだという局部の井戸の対応というのは、事前に調査をして、事後にもう一度そこを見にいった、井戸それぞれを見ないとわからないのです。委員のおっしゃっているように、地下水シミュレーションの精度を上げれば、個々の井戸を確認せずとも影響がわかるのだという理屈はあり得ないのです。まああるかもしれないのですが、効率が悪いのです。

もう一度申し上げますが、シミュレーションの目的は、どれくらいの範囲に地下水に影響があるかをやっているのであって、個々の井戸にどれくらい影響があるのかというミクロな細かいところは実際現場で見ていかないといけないということを申し上げているわけです。

今画面に出ておりますのは、潮止堰と1号床止、2号床止の位置関係及び河床掘削工事の関係を示したスライドです。この図面はどういったことを書いてあるのかを説明しますと、黒い太い線が現在の武庫川の河床です。ここにぼんとグレーの突起があります。これが潮止堰です。次にぼんと上がっている黒い線が1号床止、次に上がっているのが2号床止、一番上にあって、赤い線で重なっていますが、黒なのですが、これが3号床止で、鳴

尾の浄水場があると言われているのは国道 2 号の上流側、ここにあるわけです。

それで、黒い河床の状態で潮止堰をぱたっと倒すとどうなるかといいますと、ここにかいてある青い線が朔望平均干潮位、朔と望といいますのは月の満ち欠けですので、干潮と満潮の平均的な潮位がこの線になります。ちょうど潮止堰の下端ぐらい、朔と望の平均の満潮位が 2.2、堰のてっぺんが 2.35 ですから、てっぺんよりやや下ぐらいになります。潮止堰を試しにぱたんと倒しますと、潮が満潮のときはここまで入ってくるのですが、満潮のときでも、1号床止でぴたっととめてしまうわけです。ですから、2号の上流にある鳴尾浄水場の井戸は、潮止堰を倒したからといって、その影響が出るかどうか、またその影響が河床掘削工事と何の関係があるのかわからないのは、佐々木委員もおっしゃっている通りです。

将来的に河川工事、今武庫川の整備計画で原案でお示ししている河床掘削の範囲は赤線になっていまして、将来の河床はこういうように下げていきたいというような線になっております。

先程佐々木委員が、黒い河床のままに潮止堰をぱたんと倒して、潮をここまで入れる状態で、国道 2 号の上流にある鳴尾の浄水場の井戸に見立てた井戸をどこか周辺に置いて、それをベースにしてシミュレーションしてみるといっておっしゃっていましたね。川底はまだ掘り下げていませんし、井戸の位置も上流から下流に動かしてくることになると思うのですが、実際に起こるかもしれない被害の予測をするのに、そこまで実態とは違うモデルをつくって、将来それが本当に起こるのかどうかという確認は恐らくできないのだと思うのです。

他に同じようなお話で、川底を掘らずとも潮止堰を倒して潮を入れることだけで、1号、2号床止を撤去したときの影響がどうなるかわかるとか、川底を掘ったときの影響がどうなるかわかるとか、そういうことはほとんど検討することはできないのだろうと思います。

最後に、生物への影響についてお話がございました。先程言いましたように、周辺のどの範囲まで塩水の影響があるかということをお話しているのですが、もちろん個々の井戸、個々の池がどのようになるか、実際に何センチ下がる、どれぐらいの塩分が混入するかという事実関係のところまではわからないわけですので、この周辺の池への影響については、工事をする前にきちんと事前の生物調査をやって、もし塩水化したり水が減ってしまったら、貴重な生物がいなくなるのであれば、例えば移設するか、河川工事をやりながら必要な措置も考えていくということが現実的な対応かと思って

います。

佐々木委員のご意見は以前からお伺いしておりまして、本日も新しい視点で、試験転倒の必要性をご説明いただきましたが、結果的に試験転倒をすることで得られると言われていたところが実現性が難しい話が多いのではないかとということでございます。

佐々木委員 1点だけ、合意形成のお話ですが、40戸ほどある井戸をお持ちの方々いきなり工事で撤去をするというようなことに対する合意は得られるというような自信満々のお話だったように聞こえるのですが、そこら辺は大丈夫だという前提のもとなのですかね。

杉浦武庫川企画調整課副課長 合意が得られることが自信満々なのではなくて、潮止堰を試験転倒すれば合意が得られるということは違うのではないですかと申し上げているのです。この合意を得ることはなかなか大変なことです。実際使われている方がいらっしゃるんで、合意を得るといことは、大変なご心配をおかけしますしご迷惑をおかけするわけですから、大変に時間がかかることがあるかもしれないというようには思っております。自信満々だというわけではございません。

奥西委員 今のやりとりで、かなりはっきりしたこともあると思います。整備計画で決まったのだから、あんたら反対してもやりますよということで、潮止堰を強引に撤去することはないということがわかりましたし、そのときに住民側から、それに合意するについては試験転倒が前提ですよという条件がもし出されたら、それは拒否できないだろうということもわかったように思います。

で、私の質問ですが、前に潮止堰の撤去に関する事前の環境影響評価は法律的にどうなっていますかということをお答えいただくことになっていたと思いますので、それについてお聞きしたいのと、もう1つ質問していたのは、潮止堰をつくったときにどういう影響があったかということについて、資料がありますかという質問をしていたと思います。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 1点目の潮止堰の撤去がアセスの対象になるのかということについては、既に回答させていただいております……

杉浦武庫川企画調整課副課長 63回流域委員会の資料3で、奥西委員に既にご回答の件かと思っております。ご確認いただければ、ご理解いただけるかと思っております。

勝野武庫川企画調整課総合治水係長 今前に映しておりますが、湛水区域の面積が一定規模以上増加する堰の新設や改築事業がアセスの対象事業とされています。今回は潮止堰の撤去になりますので、アセスの対象にはならないということで、回答させていただいて

おります。

村岡委員 先程の佐々木委員の意見に関連して、少し感じたことがありますので、言わせていただきたいと思いますのですが、先程の県のお話のように、試験転倒して、そのために周辺の地下水に何らかの影響が起ってしまうと、それはもう補償の対象になる。これは大変なことだということで、その点については私、理解できません。しかし、本当に試験転倒したら、周辺に影響が及ぶほどの感度があるのかどうかという点について、少し疑問があるのです。川谷委員が前に意見書を出されたときに、横断方向ではあるのですが、二次元的に考えても、河川から何mか離れたときに、大分時間がかかるよ、感度が非常に鈍いのだというお話がありました。

それに関連して、今日も川谷委員からの意見書が資料5の最後のところに出ておりますので、あるいは先に川谷委員からこの説明をしていただいたらいいのかなと思いますが、私なりに理解したのは、この内容で私も納得できるわけで、最終的に、17ページに出ている表でいきますと、河川の低水敷のへりから10mぐらい離れていて、水位を1.5m低下させた場合に、半分の高さまで影響が及ぶのにかかる日数は約1日だ。20m離れると4日間ぐらいということになっています。

試験転倒というのは何日間行っのかわかりませんが、場合によっては、それをやっても、近くの井戸に対する感度から考えて、余り影響しないのではないかという気がするのです。その点について、県の方から、川谷委員の意見書の結果とあわせて、本当に影響があるのか、見解をお聞きしたいということです。

それから、私も初めは鳴尾浄水場への影響を考えていましたが、これは川谷委員の結果からもあわせて、試験転倒することによってそういった周辺の井戸への影響を見るということについて特別のメリットはないのだということは理解しました。しかし、逆に影響はないということによって、試験転倒をすることで、別の生物的な環境で何かわかることがあるのではないかということについては、意見を持っております。今そこまで行く前に、先程の水位の伝達の感度の点について県はどう考えられているか、お聞かせいただきたいと思います。

川谷委員 意見書を63回に出させていただいて、佐々木委員もその数値を使ってある種の見積もりをされたと思いますが、その部分については実は訂正させていただきたい。本日そこに出ています表の方が正しい数値でございます。

具体的には、63回の流域委員会の資料4として出させていただいたところの32ページ

になっておりますが、その一番上のところで、帯水層厚 10m 云々というところから始まっておりまして、水位低下の伝播状況を概算する、その結果では、低水護岸から 10m で 1 週間云々ということを書いておりますが、1 週間、1 カ月、2 カ月以上という数値につきましては、ここで訂正させていただきます。

少しだけ言い訳をさせていただきますと、先日の運営委員会のところで、村岡委員からあの数値で確認されたのですかという話を受けて、私が計算に使ったプログラムをもう一遍見直したら、プログラムの中で、括弧を 1 つつけ忘れておりまして、ここに採用した透水係数を非常に小さく見積もった結果の数値となっております。

ですから、先程の表にもありましたように、例えば低水護岸から 10m のところでは、下げた水位の半分まで下がるのが 1 日というような結果ですので、ここよりは早く変化が到達するという結果になっております。その詳細については、改めて説明させていただきたいと思っております。

試験転倒についての意見を続けて述べさせていただいてよろしいですか。

松本委員長 はい。

川谷委員 試験転倒に限らないと思うのですが、試験ということをするのは、整備計画の内容そのものの充実に直接関係するというものではないので、試験というのをやるかどうかということは、試験で得られた結果が整備計画を順調に実施するのに役立つかどうかをもとに考える必要があると考えています。つまり、試験を余り大きなエネルギーをかけずに簡単に行えて、整備計画実施に有用な情報が得られるかどうか、試験をやってみるかどうかを決める第一の決め手と思っています。その意味で、堤防強化や減災対策の内容をさらにどう充実させていくかというような議論と比べてみますと、試験を実施するかどうかの議論は副次的であると私自身は考えております。この観点から、試験転倒については、試験そのものを意義のあるものとして行うためには、必要なエネルギーが大きいのに比べて、整備計画実施に有用な情報がそれほど得られないのではないかと考えております。

まず、試験転倒の実施については、試験転倒の結果を有用なものとするためには、63 回の意見書に述べてある通り、データの収集に大変なエネルギーをかける必要があって、さらにそれに対応する数値シミュレーションも、これまでに実施されたものとは内容的に異なる大規模なものを実行することが必要となると私は考えております。

次に、シミュレーションの精度向上や予測精度の向上に試験結果が有効に生かせるかという点についても、63 回意見書に述べております通り、この整備計画をつくるに当たって

の数値シミュレーションの目的、すなわち最大の水位低下の範囲の程度がどれくらいであるか、また塩水化の範囲がどの程度まで可能性があるのかということを行う数値シミュレーションという観点から考えますと、その点での精度向上にも貢献しないと思っています。

63 回の意見書にも書いてあります通り、県がやられた数値シミュレーションの目的は、あくまで井戸を補償するためにどの範囲の井戸を事前に調査しておけばいいのか、また事後の調査をどの範囲を想定してやればいいのかということをおまかに把握するためのシミュレーションであって、それ以上のものでもそれ以下のものでもない。しかも、数値シミュレーションでこう出ているから、ここの井戸より上流はやらないよとか、塩水化の範囲と予測されているところの外のところは調べないよというものではなくて、実際にはほとんどの井戸をカバーするような形で、事前、事後の調査が行われる。くどいですが、このシミュレーションの目的自身は、その範囲を一応把握しておくということに限られたものだとして理解しておりますので、試験転倒をやって、精度向上を求める意義を私は感じておりません。

それでは、初めに訂正させていただいたところの試験転倒による河川水位の変化の伝播の速さについて、少し説明をさせていただきます。お願いしているパワーポイントをお願いできますか。

杉浦武庫川企画調整課副課長 済みません。紙の方で……。

川谷委員 では、結構ですが、先程も説明がありましたように、現状で試験転倒をして河川水位の状況が変わるのは、潮止堰と 1 号床止の間の 1 km 足らずの間だけです。

ここに出していただいたのは、前回地下水に関して説明があった川沿いの地下水位の分布です。これを見ていただくとわかるように、河川に平行な南北に通っている等水位線はごく河川近くに限られていて、特に 1 号床止と潮止堰の水頭の分布はむしろ東西の線になっていますから、一応これらの等水位線に直角な方向で流れると考えますと、地下水は北から南の方に流れているのが大部分です。その供給源になっているのは、2 号床止あるいは 3 号床止より上の部分のところから供給される河川の水で占められていて、潮止堰と 1 号床止の間から供給される水に依存している範囲は非常に少ないことがわかります。

そういう前提があるので、実際は 1 号床止と潮止堰の間のところに入って来た川の水が東西方向に流れるという場ではないということだけはまず認識をしておいていただきたい。東西方向に河川の水が流れているのだよということを前提にして、1 つの目安として、もし河川の水位に変化が起こったときにどの程度の水位変化が伝わっていくのかというのを

概算したのが次の図です。もしスライドで出るのだったら出していただきたい。出なかったら結構です。

幾つかのモデル的なものを設定して計算した結果がこの数値です。ここで書いているのは、75cm とか 1 m20cm という数値が大事なのではなくて、50%とか 80%というようなイメージの方で先に見ていただきたいのですが、潮止堰を倒して水位が変化するのは 1 m 弱ですから、20m あるいは 30m 離れたところで 50cm ほど下がってくるのに 8 日ほどかかる。30m といいますと、まだ高水敷の中での話です。堤防を超えて、川から一番近いところの井戸が 50m とお聞きしておりますが、そこだと 3 週間ぐらい。ですから、これが 50cm 下がるのをやろうと思うと、少なくとも 3 週間ぐらいは潮止堰を倒した状態を続けて、ひょっとしたらそれぐらいの変動がつかめるかもわからない。だけど、この河川は東西方向の流れではなく、上流から供給される地下水の量で維持されている部分がありますから、計算で出たような数値は多分出てこないだろうというように判断しております。

そのオーダーのことですから、佐々木委員が最初に言われたような形の何日か転倒して、また立ち上げてということをやったとしても、目的は多分達成されないだろう。物理現象としての佐々木委員のとらえ方と私のとらえ方が違うので、例えば塩水の侵入にしても、海水は 2.5% から 3 % ぐらい真水よりも重いですから、底の方に沈んでいきます。ですから、入ったところから離れていけばいくほど、水を蓄えている層の下層の方に入っていきますから、井戸の深さによって塩水を検知する場所と真水しか検知しない場所も存在しますので、その分布まであわせて測定しようと思うと、1 本の井戸で複数の測点を設けて、連続してはかり続ける必要があります。そんなことのエネルギーを考えますと、とてもではないけど、試験という名で実施して、整備計画を少しでもよくしようということに貢献する手段としては余り合理的な手段ではないというように考えています。

訂正のことも含めて、今日パワーポイントでお見せできなかったこともまとめて、後日改めて意見書として出させていただきたいと考えております。

松本委員長 試験転倒の件は、今日のやりとりで、あとどうするかというのはまた運営委員会で処理しますが、一旦ここで打ち切らせてもらいます。佐々木委員、よろしいですか。

潮止堰に関する他の論点に関しては、後日ということにさせていただきます。環境については、正常流量であったり、様々な生物の環境の問題であったりございますが、次回の論点の審議に回させていただきます。

これにて、本日の論点審議は終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後に、長時間お待たせしましたが、傍聴者の方々、今日たくさん来ていただいているので、ご発言をお願いします。

山口 先程述べられました西宮市青葉台の立ち退き対象になっております山口さとみと申します。先程から色々聞かせていただいていたのですが、色々な問題がある中で、私たち 14 軒の住民の立ち退き、生活権、人権というものが全く無視されて、そのままいってしまったのかと思うと、恐ろしい気がしますし、改めて憤りを感じております。今回こうやって取り上げていただきまして、これから、他のお魚とか植物とか今の井戸の点とか、そういう問題と同じようにというか、それ以上に私たちは生活がかかっているわけですので、ぜひ真剣に話し合っていたいただきたいというのが 1 つです。

一番最初に言っていただきました 1 月の流域委員会の前に説明があったという話については、本当に寝耳に水の話で、工事の話ということで、国道 176 号線の工事というのも相まっておりましたので、そちらの話ということで行きましたら、河川における立ち退きということで、いきなりお話をされました。最初に示されました資料のところ、どうしてこういう計画になったのかというお話を聞かせていただきました。私たちの感じたのは、とりあえず青葉台のところの水量が、その目標を達成するために河川の拡幅しかないということでした。そこで住民から質問が出まして、他の方法は何かなかったのですか、そちらの方も考えられたのですかということをお聞きしましたら、考えていらっしやらないということで、その後お話の中で担当の方にお聞きしましたら、外部の民間の会社に委託されたということで、その中でも一番安上がりな方法だったということで、重ねてショックを受けておりました。

それで、住民から担当の方に、他の方法を一度シミュレーションして下さい。他の方法、治水に関してこういう方法もある、ああいう方法もある、色々な方法を考えた上で、検討した上で、この方法しかないの、何とか協力して下さいというお話でしたら、まだ考える余地はあるかもしれませんが、いきなりこの計画ありきでお話を持ってこられた。先程の資料のお話のところ、第 1 工区、第 2 工区ということで、計画がもう決められておまして、第 2 工区までが今年中に行われるというお話でした。そちらの方は、立ち退きの部分ではなくて、まず防波堤の工事ということだったのですが、11 月から 5 月、平成 23 年から 24 年、測量と買収という計画まで立てられておまして、こちらの流域委員会でのお話も全くなし。要するに、先程の基本計画の原案には、青葉台地区の河川拡幅というと

ころだけで、こちらの方に 14 軒の住民の立ち退きということが話し合われないままにこういうお話をどんどん進めようと言われた。それがすごく腹立たしいし、許せないことだと思っております。

それで、この流域委員会ですっと話し合われた結果、本当にこの武庫川のために私たちの立ち退きが有効で、それしか方法がないということを証明していただかなければ、私たちは何億積まれても絶対に立ち退きませんので、それだけをご承知いただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

島本 同じく青葉台地区から来ました島本真由巳と申します。

お手元の資料 3 の 2 ページ目のところなのですが、下線部下の方ですが、生瀬大橋上流の未整備区間では、住宅の床上・床下浸水が発生しというように書いてありますが、青葉台の私たちのところは市道がありまして、その上にまだ石垣があって、その上に家があるので、床下浸水も床上浸水もしたことがありません。こういう誤解を受けるような言葉を書かれると、そんなことがあったのなら、ここを掘削して川幅を広げないといけないというような誤解を受けると思うので、そういうことはやめていただきたいことと、私たち住民と担当の方と話を何回かさせていただいたのですが、住民の中ではこの話を撤回してくれないかという強い要望がありました。でも、その方たちには、これを決定することはできないということで、宿題として持ち帰るというお話をいただきました。今日来てみましたら、県の職員の方は、私たちは最初に参加していないので、きちっと話はしていると思えますと、思うという形で発言があったので、私たちは、決定された機関、どこがこの案を決定させて、ゴーサインを出されるかというのを聞きたいということで伺っています。もし今わかるのであればお聞きしたいです。

それと、コンピューターではじき出された金額で、私たちが安心して安全に、今子育てをしている方、高齢の方いらっしゃいますが、皆この環境が素晴らしいということで引っ越してきたのに、こういうことが持ち上がるということは本当に不安に思っていたことと憤りを感じていたことを認識していただきたいと思えます。

それと、整理状況というところの 39 ページなのですが、2 番の下流部掘込区間(仁川合流点～名塩川合流点)というところの一番最後の青字のところ、この区間では引き堤をおこなうことになるが、関係住民の合意は既に得ているとありますが、私たちは合意をした覚えはありません。そういうことで、少しお答えいただきたいと思うので、よろしくお

願います。

金山 金山でございます。

今、武庫川の河川関係は、前も川底を少し深く掘ると言いましたが、深く掘るのに、堰と土石流を皆平らに道路工事式につくってしまっていて、こういうことを改善する、改良していくということです。僕、何百という河川を回っておるのですが、武庫川は高低差がないのです。高低差がないところへ土石流をもう何十年も流し込んでいる。これをとめなかったこと、意見をしても県が知らない顔をしていたことで、武庫川は水生物が今死滅状態です。そのために、わずかな水があれば、春の終わりから夏の前に、一番遡上の条件として上がってくるのはアユとウナギなのです。今は武庫川はそういう状況にないのですね。なくても、アユが一番見やすい。ウナギのシラスはなかなか目につきませんが、アユは遡上してきます。アユは、川がおかしいからといって、海で生育するものではないのですよ。春先から夏前にかけて遡上します。それが本能であり、機能なのです。それを遡上している条件だというようなわけのわからんことを平気で言う人がおるわけですが、なぜ僕がそういうことを強く言えるかということ、相当広い、日本の3分の1の河川を歩いて、指導もし、色々なことをしてきました。

武庫川は、アユ1つ見ましても、遡上しているのは時々あるのですが、生育して繁殖期まで育たない。こういうことは、大人が子孫に大きな罪をつくって渡すことなのです。私の計画というか、思いは、あらゆる条件とか環境、色々なことがアドバイスできるので、もし県の方が流域委員会と話を合わせて、来年度河川工事をするのなら、色々な条件を言います。そうして、再来年は、地域の人がせめて自分の川を愛して、アユの友釣りができるように、こういうような環境をつくれれば、子供や孫たちからよかった、川遊びもできると、そういうような一つの感謝の心と言葉が出るような作業をするべきだと思います。

もう1つは、今武庫川の河川は魚道は要りません。魚道をつくっていますが、その魚道が皆水がかれて上がらない。魚道の中にコンクリで仕切りをつくっている。そういうものはやってはあかんことです。魚が遡上するときには、水温、水のおい、水の音、そういうものを頼って遡上してくるのですよ。こういう条件をみんな知ってから工事を始め、またやらなくてはあきません。

それで、僕が先に色々な条件とか環境問題そのものを県の人とも色々な人たちと話をし、昔のままの河川が戻ることは無理にしても、せめて70%、80%の河川は取り戻してやるのが大人の責任です。そういうようにしないと、武庫川はああだこうだ、堰がどうだ、

潮止堰がどうだといって、県がやっておることは、土石流はみんな流して平坦にする。底の中にあった玉石、川とすれば、玉石の大きい石は人間の心臓なのです。それが一つの清流を発生させるのですが、そういう石は皆持ち出して排出した。そして、水が悪臭になる。冷水になる。色々なものがあって、魚類、水生物は皆えら病になります。えら病が1年、2年続くうちに、奇形になってしまうのです。その次に起こるのが冷水病です。これは武庫川だけではなく、日本全国で起きておるのです。

だから、こういう環境を少しでも早く取り戻し、そして人間だけが生きる道ではないのですよ。川に生息する水生物も、生きる道を人間が閉ざすことはできないし、やっちゃんらんことなのです。二、三日前、テレビにもありましたが、日本全国のダムで魚道をつくったことが失敗ということは、国も県もなかなか言えないのですが、それをちょこっと話をしていました。もう一つは、ダムで大きな魚が育ち、何じゃかんじゃ言っていました、ダムの底はヘドロが2 m、多いところで5 mたまっているのです。そのヘドロの上は酸欠の冷水で、これを流すと、下流の魚、生物がえら病や奇形になってしまうのです。

武庫川は、取り組みやすいですから、僕は、いい格好を言うのではないのですが、日本全国、近隣の500の河川全部歩いています。来年工事をして、再来年ぐらいはアユの友釣りでもして、前私が武庫川でもアユの講習、指導までしましたが、1日に1,000匹のアユを老人ホームへ献上までして、みんな喜んでもらいましたが、こういう環境をつくっていききたい。またやりたいですから、流域委員会の方も県の方も惜しみなく協力して下さい。僕もまた協力いたします。

松本委員長 ありがとうございます。

先程2番目の青葉台の方が間違いと指摘されたうちの1つは、今日の資料3で、原案の16ページ、生瀬大橋上流の未整備区間では、床上・床下浸水が発生し、また橋梁の流失云々というのは、リバーサイドのことを指しているのですね。

杉浦武庫川企画調整課副課長 そうです。

松本委員長 だけど、流れからいうと、その整備ではなくて、青葉台の区間のところの整備につながっていますから、若干そういう誤解を受けるということはある得ますね。ここは少し注意が必要ですね。

もう一つ、わからないのですが、39ページで、住民が合意したとおっしゃいましたね。
島本 していません。

松本委員長 していると書かれているけどというのは、どのことですか。

島本 奥西委員の修文についてというところの 39 ページ、ブルーの字で書かれているところです。

松本委員長 これは委員の意見書で、今日まだ具体的に出されていないのですが、それは了解しました。

杉浦武庫川企画調整課副課長 私どもが引き堤区間について関係住民の合意を得ていると考えているわけではないのです。私どもは、合意が得られていないと思っています。ここに青字で書いておりますのは、25 ページに奥西委員のお名前であります通り、青色文字は修文の内容ということで、奥西委員の修文の案なのです。ですので、兵庫県がこの青字の文章を書いたというわけではないことだけご理解下さい。

松本委員長 県の計画の中に入っているのではなくて、この問題を審議する上での委員の意見書の中にその記載があったということですね。それはそうではないというご指摘が今あったので、今後その前提でまた話をします。それでよろしいですね。

島本 もう 1 件、担当の方では決定ができないということだったので、この案について決定される場所はどこなのか聞きたいのです。ゴーサインを出されたところが。

松本委員長 事業計画はどうなるかというのもまだわかりませんし、当委員会は、これから行う整備計画の内容についての当否を審議していますから、それについて意見を申し述べて、不適切であれば、それは変えるような意見を言う。ただし、そのことについて県との間でどういう議論になるかは今後の議論の中でしかわかりませんので、今日この話をしたときのように、今日は少し問題点が出てきたので、その問題についてどういように議論するかというのは、今後運営委員会で再協議した上で、次回以降またどうするかということをお話ししますということです。

島本 今の段階ではこの計画はとめられるということとはできないということですか。

松本委員長 これは移転を伴う話ですから、個別の当事者、住民と県との間の話はそれはある。

島本 県民局の方と話をするのですか。県の方と話をすればいいんですか。

松本委員長 基本的には当該の権利者である住民の方が県との話で……。

島本 県のどこへ行けばいいんでしょうか。県民局の方は、決定できないので持ち帰るとだけしかおっしゃらないので、私たちはどこでそういう話があるのかということをお聞きしたいのです。

松本委員長 後ほど、今マイクを持っている宝塚土木事務所の河川対策室の方と少し話

をして下さい。我々委員会側とすれば、冒頭私、取りまとめのときに申し上げたように、この事業は流域住民とのきっちりした連携なしに進められない、一方的に県がつくって、一方的にというわけにいかないということですから、そこに遺漏ないようにできるだけ早く協議し、円満にまとまっていかなければ、流域住民の参加した事業にならないというのが当委員会が常に言っていることなので、そのことがこのケースでもきちんと履行されるかどうかというのは重大な関心を持っています。そういう意味で、色々な意見が出てきているのだと思いますので、個別ではまた県の方とお話し下さい。

島本 わかりました。

松本委員長 では、これで傍聴者のご意見を終わらせていただきます。

あと、議事骨子を確認して終わりますが、冒頭に運営委員会の報告で言いましたように、第 67 回と第 68 回の全体委員会の日程を追加します。9 月 2 日に第 67 回流域委員会、9 月 16 日に第 68 回流域委員会を開催する日程を提案します。これについてご異議ございませんか。

特に異議はないと認めます。この日程の追加を含めて、議事骨子の確認に入りたいと思います。

前田 それでは、本日の議事骨子を朗読させていただきます。議事骨子は、スクリーンでも見ていただけるようにしていますので、そちらの方をご覧下さいませ。

第 64 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事骨子署名人の確認

松本委員長と佐々木委員が、議事骨子の署名人となることを確認した。

2 運営委員会の報告

7 月 12 日開催の第 104 回運営委員会、7 月 22 日開催の第 105 回運営委員会について、松本委員長から協議状況(資料 1)の説明があった。

3 第 63 回流域委員会資料の訂正について

「第 63 回流域委員会資料 資料 4 の訂正について」(資料 8)について、県から説明があった。

4 青葉台付近の河川改修計画について

「河川整備計画(原案)における青葉台付近の河川改修について」(資料 3)について、県から説明があった。各委員(岡田、谷田)より意見があった。議論の取扱いについては、運営委員会において検討する。

5 河川整備計画(原案)等の修正について

河川整備計画(原案)等の修正に関する資料(資料4-1~4-4)について、松本委員長と県から説明があった。

6 河川整備計画(原案)に対する論点について

6.1 第60回~第63回流域委員会における審議結果について

「第60回~第63回流域委員会における審議結果の整理表(案)」(資料2)について、松本委員長から説明があった。

6.2 「流量配分等に関すること(流域対策)」について

(1) 水田の取扱いについて

「武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その5)」(資料5)に基づき、村岡委員、中川委員から説明があり、各委員(岡田、畑、土谷、佐々木、池淵、奥西、中川)より意見があった。

(2) その他の流域対策について

その他の流域対策について、各委員(土谷、奥西、佐々木、中川)より意見があった。

6.3 「減災対策に関すること」について

「武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その5)」(資料5)に基づき、中川委員から説明があった。

減災対策について、各委員(奥西、土谷、池淵、中川)より意見があった。

6.4 潮止堰の試験転倒及び撤去に関して

「潮止堰の試験転倒及び撤去に関する論点」(資料7)について、松本委員長から説明があった。

潮止堰の試験転倒の必要性について、佐々木委員から説明があり、試験転倒した場合の問題点について、県から説明があった。

潮止堰の試験転倒及び撤去に関して、各委員(奥西、村岡)から意見があった。

「武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その5)」(資料5)に基づき、川谷委員から説明があった。

7 その他(今後の開催日程)

・第65回流域委員会は、平成22年8月4日(水)13:30から、アピアホール(逆瀬川)で開催する。

・第66回流域委員会は、平成22年8月24日(火)13:30から、尼崎市中小企業セン

ターで開催する。

・第 67 回流域委員会は、平成 22 年 9 月 2 日(木)13:30 から、アピアホール(逆瀬川)で開催する。

・第 68 回流域委員会は、平成 22 年 9 月 16 日(木)13:30 から、いたみホールで開催する。

以上でございます。

松本委員長 何かございますか。

川谷委員 私、意見書は、今回の意見書というよりは、もし意見書として資料番号を挙げられるのだったら、63 回の流域委員会の資料 4 にしていただきたいのですが。

山仲委員 6.4 の潮止堰の検討のところで、4 行目の各委員(奥西、村岡)となっているところへ川谷委員も入れておかれたら……。

川谷委員 それで結構だと思います。

松本委員長 他にございますか。

では、これで確定します。

時間が大分延長になりまして、申し訳ございませんでした。これで終わります。ありがとうございました。